

サービス費及び各種加算について (サービス別)

療養介護

基本報酬

	定員規模			
	40人以上	41人以上 60人以下	61人以上 80人以下	81人以上
療養介護サービス費（Ⅰ）	965単位	939単位	891単位	853単位
療養介護サービス費（Ⅱ）	703単位	667単位	619単位	589単位
療養介護サービス費（Ⅲ）	556単位	527単位	497単位	475単位
療養介護サービス費（Ⅳ）	445単位	409単位	381単位	361単位
療養介護サービス費（Ⅴ）	445単位	409単位	381単位	361単位
経過的療養介護サービス費（Ⅰ）	902単位	902単位	873単位	838単位

各種加算

人員配置体制加算（療養介護）

県への事前届出必要

加算別紙 1

区分	加算要件	算定単位
（Ⅰ）	旧重症心身障害児施設等から転換する指定療養介護事業所の中で、経過的療養介護サービス費（Ⅰ）を算定している場合であって、常勤換算方法により、従業員の員数が利用者の数を1.7で除した数以上。	利用者全員に 6~17単位/日
（Ⅱ）	旧重症心身障害児施設等から転換する指定療養介護事業所の中で、療養介護サービス費（Ⅱ）を算定している場合であって、常勤換算方法により、従業員の員数が利用者の数を2.5で除した数以上。	利用者全員に 170~237単位/日

福祉専門職員配置等加算

県への事前届出必要

加算別紙 1
資格証明書
加算別紙 1 - 2

区分	加算要件	算定単位
(Ⅰ)	直接処遇職員として常勤で配置されている従業員のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理士である従業者の割合が100分の35以上	利用者全員に 15単位/日
(Ⅱ)	同上の割合が100分の25以上	利用者全員に 10単位/日
(Ⅲ)	以下のいずれかを満たす。 ①直接処遇職員のうち常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上 ②直接処遇職員として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している者の割合が100分の30以上	利用者全員に 6単位/日

※ 1 : 多機能型事業所の場合、配置割合等の計算を全サービス合算で行い、要件を満たす場合には多機能型事業所全体の利用者に対して加算を行う。

※ 2 : (Ⅰ) 又は (Ⅱ) を取得する場合は、資格証明書は登録証書を添付すること。合格証書は不可。

※ 3 : 本加算は計算方法について数多くの厚生労働省Q&Aが発出されているため、よく確認すること。

地域移行加算

県への事前届出不要

加算要件

算定単位

- 入院（療養介護）・入所期間が1月を超えると見込まれる利用者の退院・退所に先立って、
- ①退院・退所後の生活に関する相談援助、かつ、退院・退所後生活する居宅を訪問し相談援助及び連絡調整を行った場合、入院・入所中に2回算定可。
 - ②退院・退所後30日以内に居宅を訪問し、相談援助を行った場合、退院・退所後に1回算定可。

入院中2回、
退院後1回を
限度として、
500単位を加算

※1：以下の場合に該当する利用者に対しては算定できない。

- (ア) 退院して病院又は診療所へ入院する場合
- (イ) 退院して他の社会福祉施設へ入所する場合
- (ウ) 死亡退院の場合

※2：相談援助を行った場合は、相談援助を行った日及び相談援助の内容の要点に関する記録を行うこと。

障害福祉サービスの体験利用支援加算

県への事前届出不要

加算要件

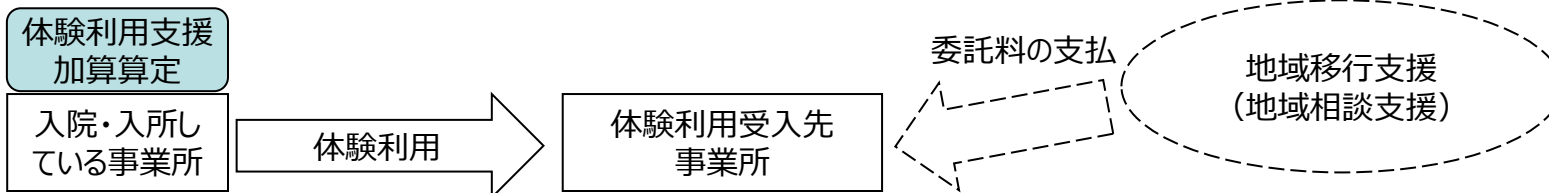
算定単位

利用者が、地域移行支援における障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、以下のいずれかの支援を行った場合。

- ①体験的な利用支援の日の昼間の時間帯に介護等の支援を行った場合。
- ②地域移行支援事業者との連絡調整やその他相談援助を行った場合。

300単位/日
※15日以内に限る

※：体験的な利用支援の日には、基本報酬は算定できず、本加算のみの請求となる。



基本報酬

単位/日

区分		障害支援区分				
		区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下
生活介護サービス費	利用定員20人以下	1,288単位	964単位	669単位	599単位	546単位
	利用定員21人以上40人以下	1,147単位	853単位	585単位	524単位	476単位
	利用定員41人以上60人以下	1,108単位	820単位	562単位	496単位	453単位
	利用定員61人以上80人以下	1,052単位	785単位	543単位	487単位	439単位
	利用定員81人以上	1,039単位	774単位	541単位	484単位	434単位

※共生型生活介護及び基準該当生活介護

項目		基本報酬	要件
共生型生活介護サービス費	共生型生活介護サービス費（Ⅰ）	693単位	指定児童発達支援事業所等、指定通所介護事業所等において共生型生活介護を行った場合
	共生型生活介護サービス費（Ⅱ）	854単位	指定小規模多機能型居宅介護事業所等において共生型生活介護を行った場合
基準該当生活介護サービス費	基準該当生活介護サービス費（Ⅰ）	693単位	基準省令第94条に規定する基準該当生活介護事業者が基準該当生活介護を行った場合
	基準該当生活介護サービス費（Ⅱ）	854単位	基準省令第94条の2に規定する基準該当生活介護事業者が基準該当生活介護を行った場合

人員配置体制加算

県への事前届出必要 加算別紙 1

区分	加算要件	算定単位
(Ⅰ)	<ul style="list-style-type: none"> 常勤換算方法により、生活支援員等の員数の総数が利用者の数を1.7で除した数以上 区分5、6又はこれに準ずる者の総数が利用者の数の100分の60以上 (指定障害者支援施設は除く) 	利用者全員に 197~265単位/日
(Ⅱ)	<ul style="list-style-type: none"> 常勤換算方法により、生活支援員等の員数の総数が利用者の数を2で除した数以上 区分5、6又はこれに準ずる者の総数が利用者の数の100分の50以上 (指定障害者支援施設は除く) 	利用者全員に 125~181単位/日
(Ⅲ)	<ul style="list-style-type: none"> 常勤換算方法により、生活支援員等の員数の総数が利用者の数を2.5で除した数以上 	利用者全員に 33~51単位/日

- ※ 1 : 利用者の数とは、前年度における平均利用者数。
- ※ 2 : 生活支援員等とは、看護職員、理学療法士、作業療法士及び生活支援員。
- ※ 3 : これに準ずる者とは、区分4以下かつ行動関連項目10点以上の者又は区分4以下かつ喀痰吸引等を必要とする者。

福祉専門職員配置等加算

県への事前届出必要

加算別紙 1
資格証明書
加算別紙 1 - 2

区分	加算要件	算定単位
(Ⅰ)	直接処遇職員として常勤で配置されている従業員のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理士である従業者の割合が100分の35以上	利用者全員に 15単位/日
(Ⅱ)	同上の割合が100分の25以上	利用者全員に 10単位/日
(Ⅲ)	以下のいずれかを満たす。 ①直接処遇職員のうち常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上 ②直接処遇職員として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している者の割合が100分の30以上	利用者全員に 6単位/日

※ 1 : 多機能型事業所の場合、配置割合等の計算を全サービス合算で行い、要件を満たす場合には多機能型事業所全体の利用者に対して加算を行う。

※ 2 : (Ⅰ) 又は (Ⅱ) を取得する場合は、資格証明書は登録証書を添付すること。合格証書は不可。

※ 3 : 本加算は計算方法について数多くの厚生労働省Q&Aが発出されているため、よく確認すること。

食事提供体制加算

	県への事前届出必要	加算別紙 3
加算要件		算定単位
<p>【対象者】 生活保護、低所得 1、低所得 2、市町村民税課税対象額が28万円未満の利用者（受給者証記載）※施設入所者は除く。</p> <p>【請求条件】 事業所に従事する調理員による食事の提供又は調理業務を第三者に委託していること等事業所の責任において食事提供のための体制を整えている。</p>		<p>該当利用者 に 30単位/日</p>

- ※ 1 : 出前の方法や市販の弁当を購入して提供する場合は加算の対象外。
- ※ 2 : 施設外で調理されたものを提供する場合には、クックチル、クックフリーズ、クックサーブ、又は真空調理により行う過程において急速冷凍したものを再度加熱する場合に限る。
- ※ 3 : 利用者から徴収できる食事の提供に要する費用は下図のとおり。（施設入所者は除く）

利用者	利用者から徴収できる費用
本加算の対象者	本加算算定の有無に関わらず、食材料費に相当する額
本加算の非対象者	食材料費及び調理等に要する費用に相当する額

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

	県への事前届出必要	加算別紙 4
加算要件		算定単位
<p>視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある利用者の数が利用者全体の100分の30以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する従業者を、基準に加えて利用者数を50で除して得た数以上配置。</p>		<p>利用者全員に 41単位/日⁷</p>

重度障害者支援加算①

県への事前届出必要

加算別紙 5 - 1
加算別紙 5 - 2
加算別紙 5 - 3
研修修了書

区分		加算要件	算定単位
(I)		<ul style="list-style-type: none"> ・人員配置体制加算 (I) と常勤看護職員等配置加算 (III) を算定しており、これらの加算要件となる人員を超えて、常勤加算方法で生活支援員及び看護職員を配置している ・重症心身障害者 2 名以上が利用している 	50単位/日
(II)	体制の評価	<ul style="list-style-type: none"> ・行動関連項目10点以上の利用者（以下、強度行動障害を有する者）が1人以上利用している ・強度行動障害支援者養成研修（実践研修）又は行動援護従業者養成研修の修了者により支援計画シート等を作成している 	7 単位/日
	個別の支援の評価	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の体制の評価を整えた上で、支援計画シート等に基づき、強度行動障害を有する者に対して（障害者支援施設においては夜間に）個別の支援を行った ・個別の支援を行う者は、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程又は行動援護従業者養成研修の研修修了者であること 	強度行動障害を有する者に +180単位/日 (研修修了者 1人につき 5人まで)
	個別の支援の評価 (180日以内)	「個別の支援の評価」の算定を開始した日から180日以内の期間について、さらに加算する。	同上 + 500単位/日

重度障害者支援加算②

- ※ 1 : 支援計画シート等は、強度行動障害支援者養成研修を基に作成する。
具体的には、支援計画シートと支援手順書兼記録用紙のこと。
- ※ 2 : 支援計画シート等を作成する利用者は、最低でも個別の支援の評価の対象となる利用者分。
強度行動障害を有する利用者全員分を作成することが望ましい。
- ※ 3 : 支援計画シート等を作成する者は、研修を修了したサービス管理責任者でも可。
- ※ 4 : 基礎研修修了者の配置時間は4時間以上の配置が必要。なお、施設入所支援においては夜勤職員という形ではなく、朝方や夕方等（生活介護の営業時間外）の配置でも可。
- ※ 5 : 1人目の基礎研修修了者は、人員基準、人員配置体制加算及び職員の追加配置を評価する加算により配置された職員に加えて、1日4時間程度以上配置する。
- ※ 6 : 2人目以降の基礎研修修了者は、人員基準、人員配置体制加算及び職員の追加配置を評価する加算により求められる人員を合わせた数により算出する。
- ※ 7 : サービス管理責任者は個別の支援の評価における基礎研修修了者に含むことはできない。
- ※ 8 : 区分（Ⅰ）を算定している事業所は、区分（Ⅱ）を算定することができない。
- ※ 9 : 区分（Ⅱ）は、指定障害者支援施設等が施設入所者に指定生活介護等の提供を行った場合には算定できない。

令和3年度報酬改定での変更点

①区分（Ⅰ）の新設

区分（Ⅰ）の新設に伴い、従来の重度障害者支援加算は区分（Ⅱ）に変更

②区分（Ⅱ）の加算算定期間の延長及び単位数の見直し

90日→180日

700単位→500単位

③加算算定要件の見直し

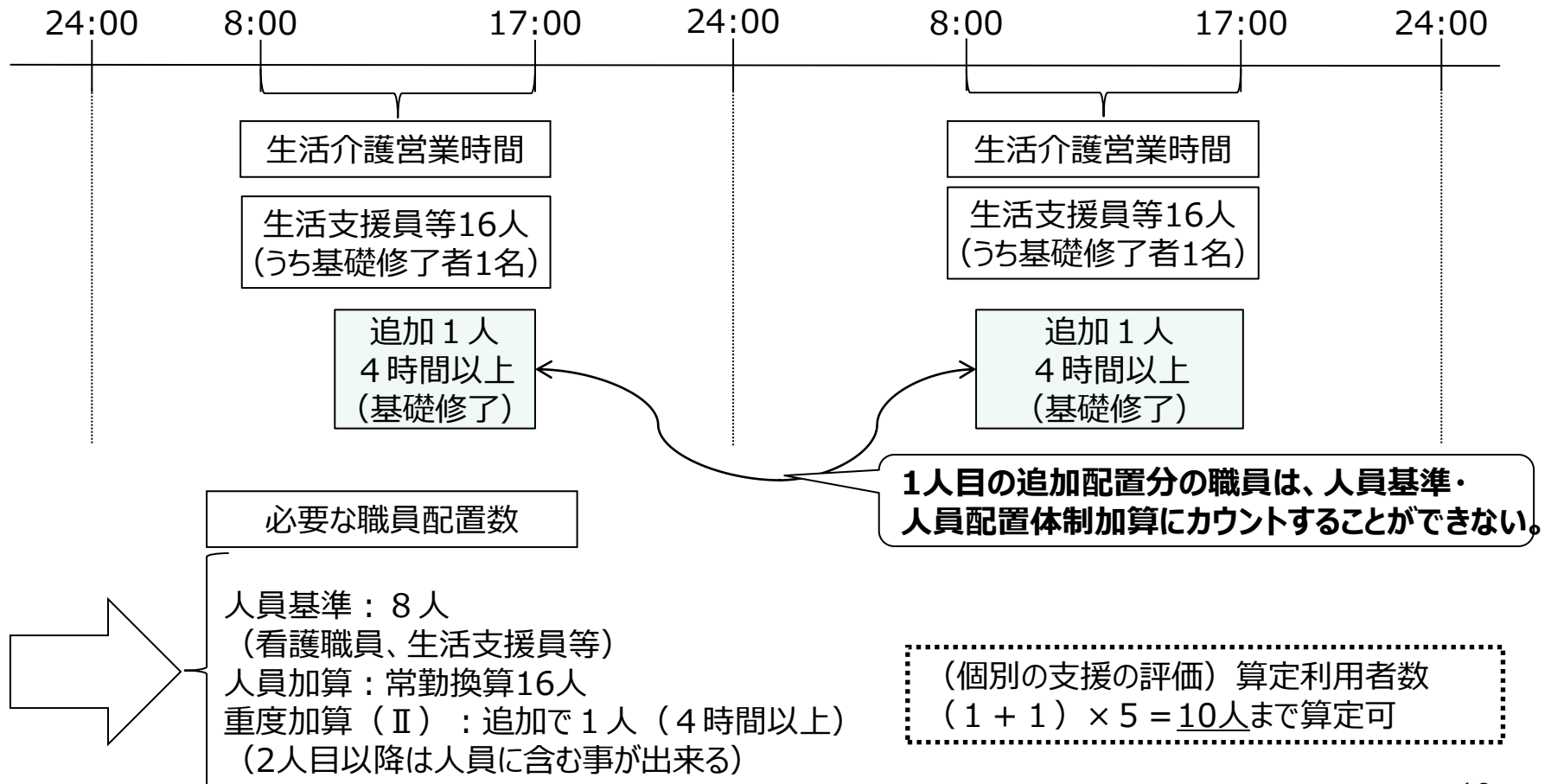
強度行動障害を有する者が、障害者支援施設が実施している生活介護を通所で利用している場合であって、この利用者の支援計画を作成し、計画に基づいて支援行った場合にも算定を可能とする。

具体例

(例) 利用定員40人

前年度平均利用者数 40人 平均障害支援区分4以上5未満

人員配置体制加算（Ⅲ）算定



就労移行支援体制加算

		県への事前届出必要	加算別紙 6
加算要件		算定単位	
前年度において、当該サービス事業所を利用して就労し、6月を超える期間継続して就労している者（就労定着者）が、前年度にいる場合		利用者全員に 6～42単位×前年度の 就労定着者数/日	

※：6月を超える期間就労した者が前年度にいる場合、就労定着者としてカウント。

（例）令和4年10月1日に就労 ⇒ 「6月経過した日」

= 6月 - 1日

= 令和5年3月31日（令和4年度）

⇒ 令和5年度報酬算定上の就労定着者としてカウントする。

延長支援加算

		県への事前届出必要	加算別紙 7
加算要件		算定単位	
運営規定に定める営業時間が8時間以上であり、営業時間の前後の時間において指定生活介護等を行った場合	延長時間が1時間未満	61単位/日	
	延長時間が1時間以上	92単位/日	

※1：営業時間には送迎のみを実施する時間を含めない。

※2：サービス提供時間は8時間未満であっても、営業時間を超えて支援を行った場合は算定可能。

※3：延長時間には直接支援業務に従事する職員を1名以上配置していること。

送迎加算

県への事前届出必要

加算別紙 8 - 1
加算別紙 8 - 2

区分	加算要件	算定単位
(Ⅰ)	一回の送迎につき、平均10人以上*が利用し、かつ週3回以上の送迎を実施。	該当利用者の送迎片道に21単位
(Ⅱ)	一回の送迎につき、平均10人以上*が利用し、又は週3回以上の送迎を実施。	同上 10単位
重度者の利用 (生活介護のみ)	送迎を利用する者のうち、区分5若しくは区分6に該当する者又はこれに準ずる者が100分の60以上。	送迎加算(Ⅰ)・(Ⅱ)に加えて28単位

* : 利用定員が20人未満の事業所にあつては、1回の送迎につき、平均的に定員の100分の50以上

- ※ 1 : 同一敷地内の他の事業所等との送迎を行った場合、所定単位数の100分の70を算定する。
- ※ 2 : 事業所と居宅間以外に、事業所の最寄り駅や居宅近隣の集合場所等での送迎も対象となる。
ただし、事前に利用者との合意の上行うこと。理由のない送迎範囲の縮小や事前の取り決めと異なる場所への送迎は対象外となる。
- ※ 3 : 利用者が公共交通機関や自家用車を使用して自力で事業所へ行き来した場合は算定対象外。
- ※ 4 : 多機能型事業所の場合、全サービス合算で要件該当か判断する。
- ※ 5 : 複数車両により分乗して送迎を行うことも可能。
- ※ 6 : 送迎は基本事業所と居宅間を想定しており、利用者や事業所の都合により日によって送迎場所を変更するというタクシーのような利用については、原則算定不可。

常勤看護職員等配置加算

県への事前届出必要

加算別紙 9 - 1
加算別紙 9 - 2

区分	加算要件	算定単位
(Ⅰ)	看護職員が常勤換算で1人以上配置している	利用者全員に 6～28単位/日
(Ⅱ)	看護職員が常勤換算で2人以上配置していて、スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態のある者に対して指定生活介護等を行っている	利用者全員に 12～56単位/日
(Ⅲ)	看護職員が常勤換算で3人以上配置していて、2人以上のスコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態のある者に対して指定生活介護等を行っている	利用者全員に 18～84単位/日

※ 1 : 看護職員とは、保健師又は看護師若しくは准看護師を言う。

※ 2 : 「スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為」とは、以下の項目を言う。

スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為

- ①人工呼吸器(鼻マスク式補助換気法、ハイフローセラピー、間歇的陽圧吸入法、排痰補助装置及び高頻度胸壁振動装置を含む。)の管理、②気管切開の管理、③鼻咽頭エアウェイの管理、④酸素療法、⑤吸引(口鼻腔又は気管内吸引に限る。)、⑥ネブライザーの管理、⑦経管栄養(経鼻胃管、胃瘻、経鼻腸管、経胃瘻腸管、腸瘻又は食道瘻、持続経管注入ポンプ使用)、⑧中心静脈カテーテルの管理(中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬等)、⑨皮下注射(皮下注射(インスリン、麻薬等の注射を含む。)、持続皮下注射ポンプ使用)、⑩血糖測定(持続血糖測定器による血糖測定を含む。)、⑪継続的な透析(血液透析、腹膜透析等)、⑫導尿(間欠的導尿、持続的導尿(尿道留置カテーテル、膀胱瘻、腎瘻又は尿路ストーマ))、⑬排便管理(消化管ストーマの使用、摘便又は洗腸、浣腸)、⑭痙攣時における座薬挿入、吸引、酸素投与又は迷走神経刺激装置の作動等の処置

令和3年度報酬改定での変更点

①区分(Ⅲ)の新設

②スコア表に掲げられる医療行為の見直し

リハビリテーション加算

		県への事前届出必要	資格証明証
加算要件		算定単位	
<ul style="list-style-type: none"> ・医師、理学療法士等の職種の者が共同して、利用者ごとのリハビリテーション実施計画を作成している事。 ・当該計画に従い医師又は医師の指示を受けた理学療法士等がサービスを提供し、利用者の状態を定期的に記録している事。 ・当該計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて見直すこと。 ・障害者支援施設等に入所する利用者について、関係する職種の職員にリハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点等の情報を伝達していること。 ・障害者支援施設等以外の利用者については、必要に応じて相談支援事業者を通じて関係するサービス提供事業所の職員に対し、リハビリテーションの観点から日常生活上の留意点等の情報を伝達していること。 		リハビリテーション実施計画が作成されている利用者について 20単位/日 （頸椎損傷による四肢の麻痺等の状態の利用者については 48単位/日）	

* : リハビリテーション加算について、実施する手順等は留意事項通知及び関係通知（リハビリテーションマネジメントの基本的考え方並びに加算に関する事務処理手順例及び様式例の提示について）を参照すること。

サービス管理責任者配置等加算（共生型サービスのみ）

		県への事前届出必要	加算別紙10
加算要件		算定単位	
サービス管理責任者（常勤、非常勤、専従、兼務を問わない）を1名以上配置しており、地域に貢献する活動を行っている場合に算定可能。		58単位/日	

初期加算

県への事前届出不要

加算要件	算定単位
<p>サービス利用を開始した日から、30日以内の期間について加算</p> <p>サービス利用の初期段階において、利用者の居宅を訪問し生活状況等の把握を行うなどのアセスメント等の手間を評価するための加算</p>	<p>該当利用者に 30単位/日</p>

- ※ 1 : 暦日で30日間のうち実際に利用した日数分算定
- ※ 2 : 30日を超える入院後に再度利用した場合も算定できる。
- ※ 3 : 「初期加算」と「入所時特別支援加算」（施設入所支援）との併給可。

訪問支援特別加算

県への事前届出不要

加算要件	所要時間	算定単位
<p>概ね3か月以上継続的にサービス利用をしていた利用者が、最後に利用した日から中5日間以上連続して利用がなかった場合に、生活介護計画等に基づき、あらかじめ利用者の同意を得た上で居宅に訪問し、家族等との連絡調整や利用のための働きかけ、支援計画の見直しなどを行った場合。（月2回まで）</p>	1時間未満	該当利用者に 187単位/日
	1時間以上	該当利用者に 280単位/日

※ : 中5日間は利用予定日ではなく開所日数。

欠席時対応加算

県への事前届出不要

加算要件

算定単位

利用を予定していた利用者が、急病等により急きょ利用を中止した日の前々日、前日、当日に中止の連絡があった場合において、利用者、家族等へ連絡調整を行うとともに、引き続き事業所の利用を促す等の相談援助を行った場合に1月につき4回を限度として加算。

該当利用者に
94単位/日

※：当該障害者支援施設に入所する利用者は対象外。

障害福祉サービスの体験利用支援加算

県への事前届出不要

加算要件

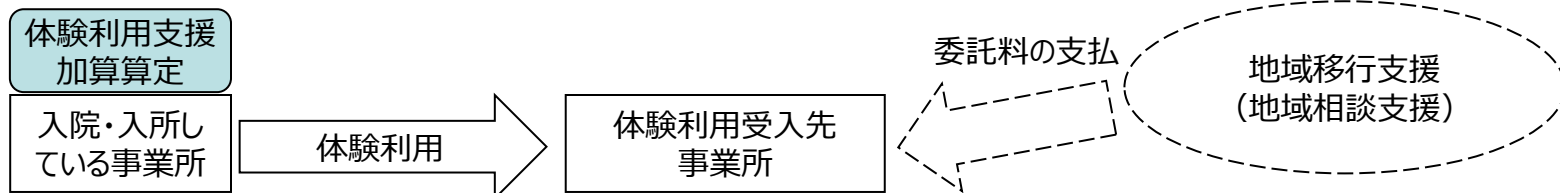
算定単位

利用者が、地域移行支援における障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、以下のいずれかの支援を行った場合。

- ①体験的な利用支援の日の昼間の時間帯に介護等の支援を行った場合。
- ②地域移行支援事業者との連絡調整やその他相談援助を行った場合。

・利用開始日から5日以内
該当利用者に500単位/日
・6日以上15日以内
該当利用者に250単位/日
(地域生活支援拠点等の場合
+50単位/日)

※：体験的な利用支援の日には、基本報酬は算定できず、本加算のみの請求となる。



施設入所支援

基本報酬

障害支援区分 利用定員	区分 6	区分 5	区分 4	区分 3	区分 2 以下 (未判定の者 を含む)
40人以下	459単位	387単位	312単位	236単位	171単位
41人以上60人以下	360単位	301単位	239単位	188単位	149単位
62人以上80人以下	299単位	251単位	201単位	165単位	135単位
81人以上	273単位	226単位	181単位	149単位	128単位

各種加算

栄養マネジメント加算

		県への事前届出必要	加算別紙 1
加算要件		算定単位	
<ul style="list-style-type: none"> ・常勤の管理栄養士を1名以上配置 ・入所者の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、入所者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること ・入所者ごとの栄養ケア計画に従い栄養管理を行っているとともに、入所者の栄養状態を定期的に記録していること ・入所者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること 		該当利用者 12単位/日	

※ 1 : 栄養ケア・マネジメントは、低栄養状態のリスクにかかわらず、原則として入所者全員に対して実施すべきものである。

※ 2 : 栄養士未配置、非常勤減算と同様に、調理業務の委託先にのみ管理栄養士が配置されている場合は、当該要件を満たさない。

※ 3 : 栄養ケア・マネジメントの実施については、留意事項通知及び関係通知（栄養マネジメント加算、経口移行加算、経口維持加算、口腔衛生管理体制加算及び口腔衛生管理加算に関する事務処理手順及び様式例の提示について）を参照すること。

※ 4 : 栄養ケア計画を作成し、入所者又はその家族に説明し、その同意を得られた日から加算は算定を開始する。

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

		県への事前届出必要	加算別紙2
加算要件		算定単位	
視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある利用者の数が利用者全体の100分の30以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する従業者を、基準に加えて利用者数を50で除して得た数以上配置。		利用者全員に 41単位/日	

重度障害者支援加算（Ⅰ）

		県への事前届出必要	加算別紙3
区分	加算要件	算定単位	
(Ⅰ)	医師意見書により特別な治療が必要であるとされる者又はこれに準ずる者*1の割合が100分の20以上であって、人員基準に加え看護職員又は生活支援員を常勤換算1以上配置している場合。	生活介護に係る 利用者全員に 28単位/日	
(Ⅰ) (重度)	(Ⅰ) を算定している事業所で、区分6かつ気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理が必要な者又は重症心身障がい者*2が2人以上利用している場合。	生活介護に係る 利用者全員に +22単位/日	

* 1 : 受給者証に「重度支援（身体・基本）」の記載がある者。

* 2 : 受給者証に「重度支援（身体・重度）」の記載がある者。

※ 1 : 本加算は障害者支援施設において、昼間生活介護を受ける利用者に対する支援が1日を通じて適切に確保されるよう、生活介護の人員基準に加えて常勤換算で1人以上の従業者を確保した場合に算定できる。

※ 2 : 重度障害者支援加算（Ⅰ）と重度障害者支援加算（Ⅱ）は併せて算定できない。

重度障害者支援加算（Ⅱ）

県への事前届出必要

加算別紙4
研修修了証写し

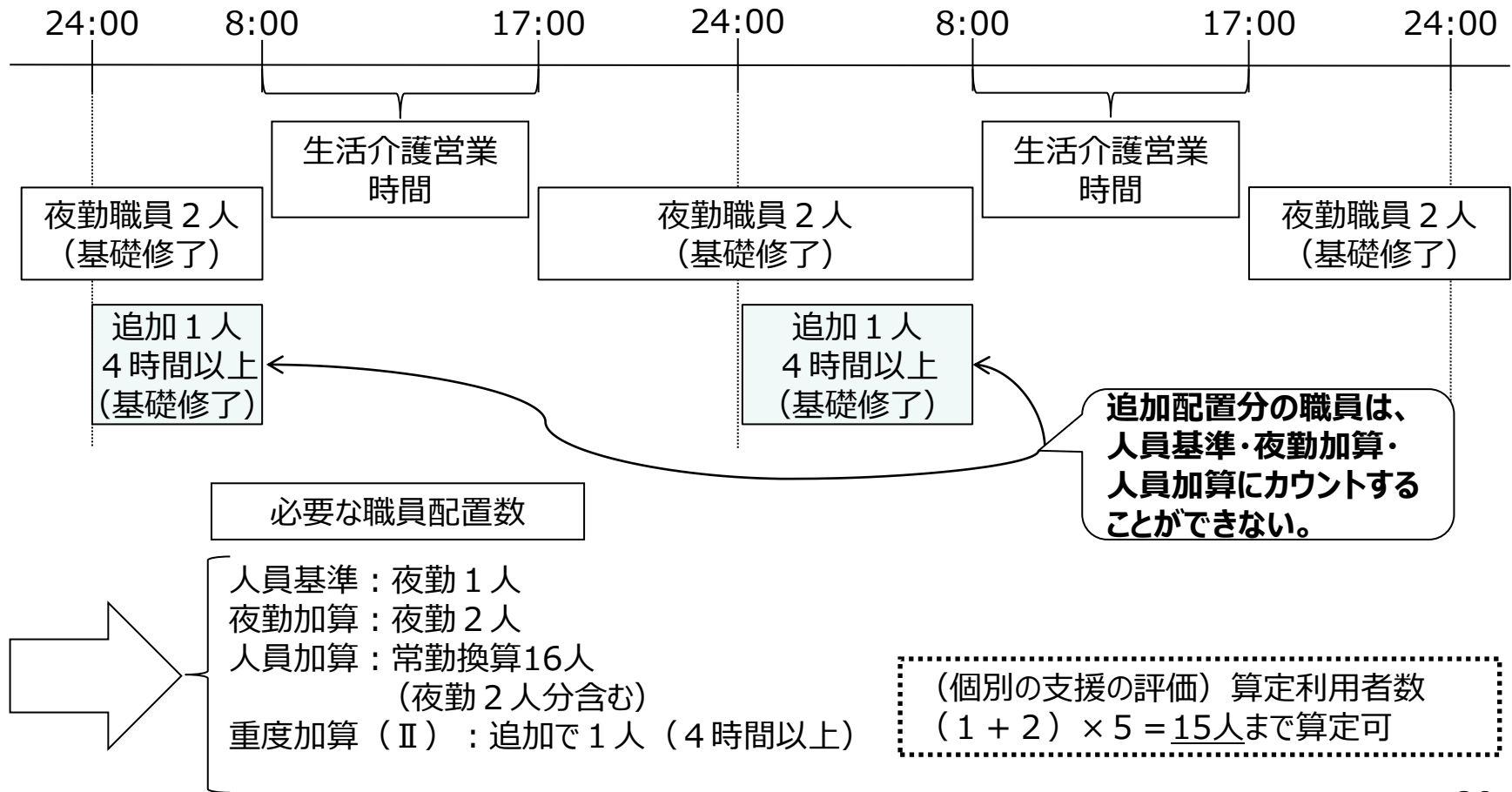
区分	加算要件	算定単位
体制の評価	<ul style="list-style-type: none"> ・行動関連項目10点以上の利用者（以下、強度行動障害を有する者）が1人以上利用している ・強度行動障害支援者養成研修（実践研修）又は行動援護従業者養成研修の修了者により支援計画シート等を作成している 	7単位/日
個別の支援の評価	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の体制の評価を整えた上で、支援計画シート等に基づき、強度行動障害を有する者に対して（障害者支援施設においては夜間に）個別の支援を行っている ・個別の支援を行う者は、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程又は行動援護従業者養成研修の研修修了者であること 	強度行動障害を有する者に +180単位/日 (研修修了者1人につき5人まで)
個別の支援の評価 (180日以内)	「個別の支援の評価」の算定を開始した日から180日以内の期間について、さらに加算する。	同上 +500単位/日

- ※ 1 : 支援計画シート等は、強度行動障害支援者養成研修を基に作成する。具体的には、支援計画シートと支援手順書兼記録用紙のこと。
- ※ 2 : 支援計画シート等を作成する利用者は、最低でも個別の支援の評価の対象となる利用者分。強度行動障害を有する利用者全員分を作成することが望ましい。
- ※ 3 : 支援計画シート等を作成する者は、研修を修了したサービス管理責任者でも可。

- ※ 1 : 基礎研修修了者の配置時間は4時間以上の配置が必要。なお、施設入所支援においては夜勤職員という形ではなく、朝方や夕方等（生活介護の営業時間外）の配置でも可。
- ※ 2 : 1人目の基礎研修修了者は、人員基準、人員配置体制加算及び職員の追加配置を評価する加算により配置された職員に加えて、1日4時間程度以上配置する。
- ※ 3 : 2人目以降の基礎研修修了者は、人員基準、人員配置体制加算及び職員の追加配置を評価する加算により求められる人員を合わせた数により算出する。
- ※ 4 : サービス管理責任者は個別の支援の評価における基礎研修修了者に含むことは出来ない。

具体例

(例) 利用定員40人 (前年度平均利用者数 (生活介護・施設入所支援) 40人)
 夜勤職員配置体制加算算定
 人員配置体制加算 (Ⅲ) 算定



夜勤職員配置体制加算

加算要件		県への事前届出必要	加算別紙 5 算定単位
前年度平均利用者数	配置人数		
21人以上40人以下	夜勤 2人以上		利用者全員に 39~60単位/日
41人以上60人以下	夜勤 3人以上		
61人以上	夜勤 3人 + (前年度平均利用者数が60人を超えて40人又はその端数を増すごとに 1人)		

夜間看護体制加算

加算要件		県への事前届出必要	加算別紙 6 算定単位
施設入所支援を提供する時間帯を通じ、看護職員（保健師、看護師又は准看護師）を 1 以上配置する体制を確保している場合に、昼間生活介護を利用している利用者について加算の算定が可能。			60単位/日

※：原則として毎日夜間看護体制を確保していること。

地域生活移行個別支援特別加算

加算要件		県への事前届出必要	加算別紙 7 算定単位
区分	加算要件		
I	<ul style="list-style-type: none"> ・加算対象者受入に際して、適切な支援を行うために必要な数の人員の確保が可能であること。 ・社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する従業者による生活支援員の支援体制の確保 ・精神科医による定期的な指導が月 2 回以上（主たる対象を精神障害とする場合に限り） ・矯正施設を退所した障害者の支援に関する研修を年 1 回以上実施 ・各関係機関との協力体制を整備 		利用者全員に 12単位/日
II	<ul style="list-style-type: none"> ・ I を算定した上で、矯正施設を退所して 3 年を経過していない者等を受け入れた場合。 ・ サービス利用開始から 3 年間算定 		対象利用者に 306単位/日

口腔衛生管理体制加算・口腔衛生管理加算

県への事前届出必要

加算別紙 8

入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画

区分	加算要件	算定単位
口腔衛生管理体制加算	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、施設従業者に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月 1 回以上行っている場合に、1 月につき所定単位を加算する。	30単位/月
口腔衛生管理加算	以下のすべての要件を満たしている場合に算定可能。 ・歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月 2 回以上行うこと。 ・歯科衛生士が、イにおける入所者に係る口腔ケアについて、施設従業者に対し、具体的な技術的助言及び指導を行うこと。 ・歯科衛生士が、イにおける入所者の口腔に関する施設従業者からの相談等に必要に応じ対応すること。	90単位/月

※ 1 : 口腔衛生管理加算は、口腔衛生管理体制加算を算定していない場合には算定不可。

※ 2 : 口腔衛生管理体制加算に必要となる提出書類の「入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画」には、以下の事項を記載すること。

ア 当該施設において入所者の口腔ケアを推進するための課題

イ 当該施設における目標

ウ 具体的方策

エ 留意事項

オ 当該施設と歯科医療機関との連携状況

カ 歯科医師からの指示内容の要点（当該計画の作成に当たっての技術的助言・指導を歯科衛生士が行った場合に限る。）

キ その他必要と思われる事項

※ 3 : 加算要件の詳細については、留意事項通知（栄養マネジメント加算、経口移行加算、経口維持加算、口腔衛生管理体制加算及び口腔衛生管理加算に関する事務処理手順及び様式例の提示について）を参照すること。

入所時特別支援加算

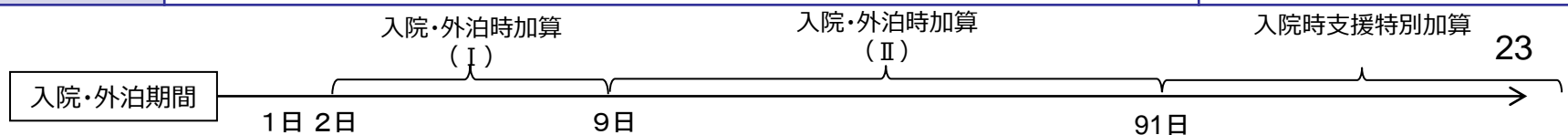
県への事前届出不要

加算要件	算定単位
サービス利用を開始した日から、30日以内の期間について加算。 ※サービス利用の初期段階において、利用者の居宅を訪問し生活状況等の把握を行うなどのアセスメント等の手間を評価するための加算	該当利用者に 30単位/日
※1：暦日で30日間のうち実際に利用した日数分算定 ※2：利用者が過去3カ月間に当該施設に入所したことがない場合に限り算定できる。（指定障害者支援施設） ※3：短期入所の利用者が日を開けず、同じ施設に入所した場合（指定障害者支援施設） 加算算定=30日-短期入所利用日数 ※4：30日を超える入院後に再度利用した場合も算定できる。 ※5：「初期加算」と「入所時特別支援加算」との併給可。	

入院・外泊時加算、入院時支援特別加算

県への事前届出不要

区分	加算要件	算定単位
入院・外泊時加算（Ⅰ）	入院・外泊からはじめの8日間に算定可。（初日及び最終日は除く）	対象利用者に 247~320単位/日
入院・外泊時加算（Ⅱ）	引き続き入院する場合には、82日間を限度として算定可。 入院の場合、原則週1回以上の訪問による日常生活上の支援を行う。 外泊の場合、家族との連絡調整や交通手段の確保等を行う。	対象利用者に 147~191単位/日
入院時支援特別加算	当該月における入院期間(入院の初日、最終日及び入院・外泊時加算の算定期間は除く。)の日数の合計が4日未満のとき算定可。 少なくとも1回以上訪問する必要がある。	対象利用者に561単位 (1月に1回)
	当該月における入院期間(入院の初日、最終日及び入院・外泊時加算の算定期間は除く。)の日数の合計が4日以上るとき算定可。 少なくとも2回以上訪問する必要がある。	対象利用者に1,122単位 (1月に1回)



地域移行加算

県への事前届出不要

加算要件	算定単位
<p>入院（療養介護）・入所期間が1月を超えると見込まれる利用者の退院・退所に先立って、</p> <p>①退院・退所後の生活に関する相談援助、かつ、退院・退所後生活する居宅を訪問し相談援助及び連絡調整を行った場合、入院・入所中に2回算定可。</p> <p>②退院・退所後30日以内に居宅を訪問し、相談援助を行った場合、退院・退所後に1回算定可。</p>	<p>該当利用者に 500単位/回</p>

※1：以下の場合に該当する利用者に対しては算定できない。

- (ア) 退院して病院又は診療所へ入院する場合
- (イ) 退院して他の社会福祉施設へ入所する場合
- (ウ) 死亡退院の場合

※2：相談援助を行った場合は、相談援助を行った日及び相談援助の内容の要点に関する記録を行うこと。

体験宿泊支援加算

県への事前届出不要

加算要件	算定単位
<p>地域生活支援拠点等に位置づけられている障害者支援施設（施設入所支援）の利用者が、地域移行支援における体験的な宿泊支援を利用する場合において、地域移行支援事業者との連絡調整やその他相談援助を行った場合。</p>	<p>該当利用者に 120単位/日</p>

※1：当該障害者支援施設が地域生活支援拠点等に位置づけられているかは所在する市町村の担当課に確認すること。

※2：本加算は入所している利用者が、地域移行支援における体験的な宿泊を行う際に、（体験宿泊加算を算定している期間に、）入所している事業所が基本報酬に代えて算定できる加算。

※3：体験宿泊支援加算の算定期間中において、施設入所支援の外泊に位置付けられるものとし、入院・外泊時加算を併せて算定出来る。

※4：外泊の期間に初日及び最終日は含まないため、体験的な宿泊支援の利用開始日及び終了日は本加算を算定しない。

※5：体験宿泊支援加算を算定する日においては、特定障害者特別給付費（補足給付）の算定が可能。

経口移行加算、経口維持加算、療養食加算

県への事前届出不要

区分	加算要件	単位
経口移行加算	<p>指定障害者支援施設等において、医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。 ※栄養マネジメント加算を算定していない場合は、加算しない。</p>	28単位/日
経口維持加算	<p>(I)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対するものであること ・医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行っていること。 ・入所者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成していること。 ・当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。）を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行っていること <p>※当該計画が作成された日から起算して6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、経口移行加算を算定している場合又は栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。</p>	400単位/月
	<p>(II)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協力歯科医療機関を定めている指定障害者支援施設等が、経口維持加算(I)を算定していること。 ・入所者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議等に、医師（指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号に規定する医師を除く。）、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わっていること。 <p>※1月につき所定単位数を加算する。</p>	100単位/月
療養食加算	<ul style="list-style-type: none"> ・管理栄養士又は栄養士が配置されている指定障害者支援施設等であること。 ・別に厚生労働大臣が定める療養食を提供していること。 	23単位/日

自立訓練（機能訓練、生活訓練、宿泊型機能訓練）

基本報酬

単位/日

費目	利用定員					所要時間		視覚障害者に対する専門的な訓練を行った場合	利用期間が2年以内	利用期間が2年超	利用期間が3年以内	利用期間が3年超
	20人以下	21人以上40人以下	41人以上60人以下	61人以上80人以下	81人以上	1時間未満	1時間以上					
機能訓練サービス費（Ⅰ）	815	728	692	664	626	—	—	—	—	—	—	—
機能訓練サービス費（Ⅱ）	—	—	—	—	—	255	584	750	—	—	—	—
生活訓練サービス費（Ⅰ）	748	668	635	610	573	—	—	—	—	—	—	—
生活訓練サービス費（Ⅱ）	—	—	—	—	—	255	584	750	—	—	—	—
生活訓練サービス費（Ⅲ）	—	—	—	—	—	—	—	—	271	164	—	—
生活訓練サービス費（Ⅳ）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	271	164

※共生型及び基準該当の場合

費目	単位
共生型機能訓練サービス費	717単位/日
基準該当機能訓練サービス費	717単位/日
共生型生活訓練サービス費	665単位/日
基準該当生活訓練サービス費	665単位/日

福祉専門職員配置等加算

県への事前届出必要

加算別紙 1
資格証明書
加算別紙 1 - 2

区分	加算要件	算定単位
(Ⅰ)	直接処遇職員として常勤で配置されている従業員のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理士である従業者の割合が100分の35以上	利用者全員に 15単位/日
(Ⅱ)	同上の割合が100分の25以上	利用者全員に 10単位/日
(Ⅲ)	以下のいずれかを満たす。 ①直接処遇職員のうち常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上 ②直接処遇職員として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している者の割合が100分の30以上	利用者全員に 6単位/日

※ 1 : 多機能型事業所の場合、配置割合等の計算を全サービス合算で行い、要件を満たす場合には多機能型事業所全体の利用者に対して加算を行う。

※ 2 : (Ⅰ) 又は (Ⅱ) を取得する場合は、資格証明書は登録証書を添付すること。合格証書は不可。

※ 3 : 本加算は計算方法について数多くの厚生労働省Q&Aが発出されているため、よく確認すること。

食事提供体制加算

県への事前届出必要

加算別紙 2

加算要件

算定単位

【対象者】

生活保護、低所得 1、低所得 2、市町村民税課税対象額が28万円未満の利用者（受給者証記載）※施設入所者は除く。

【請求条件】

事業所に従事する調理員による食事の提供又は調理業務を第三者に委託していること等事業所の責任において食事提供のための体制を整えている。

該当利用者に30単位/日

※生活訓練については、短期滞在加算が算定される者及び宿泊型自立訓練の利用者の場合は48単位、それ以外の場合は30単位

※ 1：出前の方法や市販の弁当を購入して提供する場合は加算の対象外。

※ 2：施設外で調理されたものを提供する場合には、クックチル、クックフリーズ、クックサーブ、又は真空調理により行う過程において急速冷凍したものを再度加熱する場合に限る。

※ 3：利用者から徴収できる食事の提供に要する費用は下図のとおり。（施設入所者は除く）

利用者	利用者から徴収できる費用
本加算の対象者	本加算算定の有無に関わらず、食材料費に相当する額
本加算の非対象者	食材料費及び調理等に要する費用に相当する額

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

県への事前届出必要

加算別紙 3

加算要件

算定単位

視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある利用者の数が利用者全体の100分の30以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する従業者を、基準に加えて利用者数を50で除して得た数以上配置。

利用者全員に
41単位/日²⁸

夜間支援等体制加算（宿泊型自立訓練に限る）

県への事前届出必要

加算別紙4

区分	加算要件	算定単位
I	<p>夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、1日の活動の終了時刻から開始時刻まで※を通じて必要な介護等の支援を行った場合。</p> <p>常勤・非常勤どちらでも可。夜間支援を委託された者でも可。</p> <p>※午後10時から翌午前5時までの間を最低限含む時間帯、かつ、利用者の就寝時から翌朝の起床後までの間</p>	利用者全員に 46～448単位/日
II	<p>宿直を行う夜間支援従事者を配置し、夜間及び深夜の時間帯(利用者の就寝時から翌朝の起床後までの間)を通じて、定時的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保した場合。常勤・非常勤どちらでも可。</p>	利用者全員に 15～149単位/日
III	<p>夜間及び深夜の時間帯を通じて、必要な防災体制又は緊急時の呼び出しに速やかに対応できる常時の連絡体制を確保している場合。</p> <p>防災体制は、警備会社との警備業務の委託契約を結ぶこと。</p>	利用者全員に 10単位/日

地域移行支援体制強化加算（宿泊型自立訓練に限る）

県への事前届出必要

加算別紙2

加算要件	算定単位
<p>利用者数を15で除して得た数以上の地域移行支援員を配置しており、地域移行支援員のうち、1人以上が常勤で配置されている事業所について算定する。</p> <p>なお、地域移行支援員は、以下の支援を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者が地域生活への移行後に入居する住まいや利用可能な福祉サービス等に関する情報提供 ・共同生活援助等を行うための体験的な利用を行うための連絡調整 ・地域生活への移行後の障害福祉サービス利用等のための指定特定相談支援事業所又は指定一般相談支援事業所との連絡調整 ・地域生活への移行の際の公的手続等への動向等の支援 ・その他の利用者の地域生活への移行のために必要な支援 	<p>該当利用者 に 55単位/日</p>

短期滞在加算

		県への事前届出必要	加算別紙 6
区分	加算要件	算定単位	
I	指定自立訓練（生活訓練）を利用している者であって、心身の状況の悪化防止など、緊急の必要性が認められる者に対して、宿泊の提供を行った場合に算定する。なお、夜間の時間帯を通じて生活支援員が1人以上配置されていることが必要。	180単位/日	
II	指定自立訓練（生活訓練）を利用している者であって、心身の状況の悪化防止など、緊急の必要性が認められる者に対して、宿泊の提供を行った場合に算定する。なお、夜間の時間帯を通じて宿直勤務を行う職員が1人以上配置されている場合に算定する。	115単位/日	

就労移行支援体制加算

		県への事前届出必要	加算別紙 7
加算要件		算定単位	
前年度において、当該サービス事業所を利用して就労し、6月を超える期間継続して就労している者（就労定着者）が、前年度にいる場合		利用者全員に ・機能訓練は7～57単位×前年度の就労定着者数/日 ・生活訓練は7～54単位×前年度の就労定着者数/日	

※：6月を超える期間就労した者が前年度にいる場合、就労定着者としてカウント。

（例）令和2年10月1日に就労 ⇒ 「6月経過した日」

= 6月 - 1日

= 令和3年3月31日（令和2年度）

⇒ 令和3年度報酬算定上の就労定着者としてカウントする。

地域生活移行個別支援特別加算

		県への事前届出必要	加算別紙 8
加算要件			単位
<ul style="list-style-type: none"> ・加算対象者受入に際して、適切な支援を行うために必要な数の人員を確保することが可能であること。 ・社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者を配置し、指導体制を整備 ・矯正施設を退所した障害者の支援に関する研修を年 1 回以上実施 ・各関係機関との協力体制を整備 ・サービス利用開始から 3 年以内 			対象利用者に 670単位/日

送迎加算

		県への事前届出必要	加算別紙 9 - 1 加算別紙 9 - 2
区分	加算要件	算定単位	
(Ⅰ)	一回の送迎につき、平均10人以上*が利用し、かつ、週3回以上の送迎を実施。	該当利用者の送迎片道に 21単位	
(Ⅱ)	一回の送迎につき、平均10人以上*が利用し、又は、週3回以上の送迎を実施。	同上 10単位	

*：利用定員が20人未満の事業所にあつては、1回の送迎につき、平均的に定員の100分の50以上

- ※ 1：同一敷地内の他の事業所等との送迎を行った場合、所定単位数の100分の70を算定する。
- ※ 2：事業所と居宅間以外に、事業所の最寄り駅や居宅近隣の集合場所等での送迎も対象となる。
ただし、事前に利用者との合意の上行うこと。理由のない送迎範囲の縮小や事前の取り決めと異なる場所への送迎は対象外となる。
- ※ 3：利用者が公共交通機関や自家用車を使用して自力で事業所へ行き来した場合は算定対象外。
- ※ 4：多機能型事業所の場合、全サービス合算で要件該当か判断する。
- ※ 5：複数車両により分乗して送迎を行うことも可能。
- ※ 6：送迎は基本事業所と居宅間を想定しており、利用者や事業所の都合により日によって送迎場所を変更するというタクシーのような利用の場合は、原則算定不可。

看護職員配置加算

県への事前届出必要

加算別紙10

区分	加算要件	算定単位
I	生活訓練において、常勤換算方法で1以上の看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。）を配置。	利用者全員に18単位/日
II	宿泊型自立訓練において、常勤換算方法で1以上の看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。）を配置。	利用者全員に13単位/日

※：当該加算の算定対象となる指定自立訓練（生活訓練）事業所又は宿泊型自立訓練事業所については、医療連携体制加算の対象とはならない。

社会生活支援特別加算

県への事前届出必要

加算別紙11

加算要件	算定単位
<ul style="list-style-type: none"> ・加算対象者受入に際して、適切な支援を行うために必要な数の人員を確保することが可能であること。 ・社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者の配置若しくは訪問により指導体制を整備 ・矯正施設を退所した障害者の支援に関する研修を年1回以上実施 ・各関係機関との協力体制を整備 ・サービス利用開始から3年間 	対象利用者 に480単位/日

※地域生活移行個別支援特別加算及び社会生活支援特別加算の算定対象者
医療観察法に基づく通院決定又は退院許可決定を受けてから3年を経過していない者又は矯正施設若しくは更生保護施設を退所等の後、3年を経過していない者であって、保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整により、当該事業所等を利用することとなった者

医療連携体制加算（生活訓練）

県への事前届出

不要

区分		加算要件	算定単位
(Ⅰ)		看護職員が事業所を訪問して利用者（8人を限度）に対して看護を行った場合（1時間未満）	32単位/日
(Ⅱ)		看護職員が事業所を訪問して利用者（8人を限度）に対して看護を行った場合 （1時間以上2時間未満）	63単位/日
(Ⅲ)		看護職員が事業所を訪問して利用者（8人を限度）に対して看護を行った場合（2時間以上）	125単位/日
(Ⅳ)	利用者1人	看護職員が事業所を訪問して医療的ケアを必要とする利用者に対して看護を行った場合	800単位/日
	利用者2人		500単位/日
	利用者3人～8人		400単位/日
(Ⅴ)		看護職員が事業所を訪問して医療的ケアを必要とする利用者に対して看護を行った場合	看護職員1人当たり500単位/日
(Ⅵ)		研修を受けた介護職員等が喀痰吸引等を実施した場合	100単位/日

医療連携体制加算の算定要件について

- ※ 1 : (I) ~ (III) は医療的ケアを必要としない利用者に対する看護の場合に、(IV) と (V) は医療的ケアを必要とする利用者に対する看護である場合に算定
- ※ 2 : (IV) については、看護職員がスコア表に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者又は医師意見書により医療が必要であるとされる者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者数に応じて加算を算定する。
ただし、(I) ~ (III) のいずれかを算定している利用者については算定しない。

スコア表に掲げる医療行為

①人工呼吸器（鼻マスク式補助換気法、ハイフローセラピー、間歇的陽圧吸入法、排痰補助装置及び高頻度胸壁振動装置を含む。）の管理、②気管切開の管理、③鼻咽頭エアウェイの管理、④酸素療法、⑤吸引（口鼻腔又は気管内吸引に限る。）、⑥ネブライザーの管理、⑦経管栄養（経鼻胃管、胃瘻、経鼻腸管、経胃瘻腸管、腸瘻又は食道瘻、持続経管注入ポンプ使用）、⑧中心静脈カテーテルの管理（中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬等）、⑨皮下注射（皮下注射（インスリン、麻薬等の注射を含む。）、持続皮下注射ポンプ使用）、⑩血糖測定（持続血糖測定器による血糖測定を含む。）、⑪継続的な透析（血液透析、腹膜透析等）、⑫導尿（間欠的導尿、持続的導尿（尿道留置カテーテル、膀胱瘻、腎瘻又は尿路ストーマ））、⑬排便管理（消化管ストーマの使用、摘便又は洗腸、浣腸）、⑭痙攣時における座薬挿入、吸引、酸素投与又は迷走神経刺激装置の作動等の処置

- ※ 3 : (V) については、医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に加算を算定する。
- ※ 4 : (VI) については、喀痰吸引等が必要な者に対して認定特定行為業務従事者が喀痰吸引等を行った場合に加算を算定する。
ただし、(I) ~ (IV) のいずれかを算定している利用者については算定しない。

個別計画訓練支援加算

		県への事前届出必要	加算別紙12
加算要件		算定単位	
<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理士である従業者により、「応用日常生活動作」、「認知機能」又は「行動上の障害」に係る個別訓練実施計画を作成していること ・当該計画に従いサービス提供を行い、利用者の状態を定期的に記録していること ・利用者ごとの当該計画の進捗状況を毎月評価し、必要に応じて見直していること。 ・障害者支援施設等に入所する利用者について、関係する職員により、個別訓練実施計画に基づき一貫した支援を行うよう、日常生活上の留意点等の情報を共有していること。 ・障害者支援施設等以外の利用者については、必要に応じて相談支援事業者を通じて関係する職員、日常生活上の留意点等の情報を伝達していること。 		当該計画が作成されている利用者 に 19単位/日	

※個別計画訓練支援加算は自立訓練（生活訓練）の個別支援計画の一環として行われるものだが、特に地域生活を営む上で必要となる生活能力に焦点を定め、一定の期間内で重点的に個別の訓練を行うものであることから、計画の様式を問うものではないが、具体的な訓練項目や訓練の内容、進捗状況等、詳細かつ丁寧な記録や評価を伴う個別訓練実施計画が必要となる。

精神障害者地域移行特別加算（宿泊型自立訓練に限る）

		県への事前届出必要	加算別紙13
加算要件		算定単位	
<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理士若しくは心理に関する支援を要する者に対する相談、助言、指導等の援助を行う能力を有する者を配置すること ・当該職員によるアセスメント及び地域生活に向けた自立訓練（生活訓練）計画の作成 ・精神科病院との日常的な連携 ・退院日から1年以内 		対象利用者 に 300単位/日 35	

強度行動障害者地域移行特別加算（宿泊型自立訓練に限る）

県への事前届出必要

加算別紙14

加算要件

算定単位

- ・サービス管理責任者又は生活支援員のうち強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者又は行動援護従業者養成研修修了者を1以上配置すること
- ・自立訓練（生活訓練）事業所の生活支援員のうち強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者又は行動援護従業者養成研修修了者の割合が100分の20以上であること

対象利用者に
300単位/日

サービス管理責任者配置等加算（共生型サービスのみ）

県への事前届出必要

加算別紙15

加算要件

算定単位

サービス管理責任者（常勤、非常勤、専従、兼務を問わない）を1名以上配置しており、地域に貢献する活動を行っている場合に算定可能。

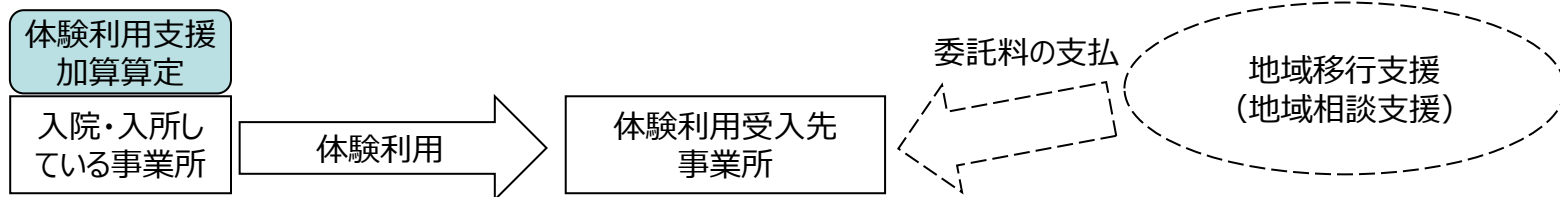
58単位/日

障害福祉サービスの体験利用支援加算

県への事前届出不要

加算要件	算定単位
<p>利用者が、地域移行支援における障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、以下のいずれかの支援を行った場合。</p> <p>①体験的な利用支援の日の昼間の時間帯に介護等の支援を行った場合。</p> <p>②地域移行支援事業者との連絡調整やその他相談援助を行った場合。</p>	<p>○日中活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用開始日から5日以内 該当利用者に500単位/日 ・6日以上15日以内 該当利用者に250単位/日 (地域生活支援拠点等の場合 + 50単位/日)

※：体験的な利用支援の日には、基本報酬は算定できず、本加算のみの請求となる。



通勤者生活支援加算

県への事前届出不要

加算要件	算定単位
<p>宿泊型自立訓練の利用者のうち、100分の50以上の者が通常の事業所に雇用されている場合に加算を算定。この場合の「通常の事業所に雇用されている」とは、一般就労のことをいうものであって、就労移行支援、就労継続支援 A 型及び就労継続支援 B 型の利用者は除く。</p> <p>通勤者生活支援加算を算定する事業所においては、主として日中の時間帯において、勤務先その他の関係機関との調整及びこれに伴う利用者に対する相談援助を行うものとする。</p>	<p>18単位/日</p> <p>37</p>

基本報酬

サービス費（Ⅰ）

県への事前届出

必要

前々年度及び前年度の定着率	要件	算定単位 (利用者全員に)
5割以上	前々年度及び前年度において、就労移行支援サービスを受けた後就労し、就労を継続している期間が6月に達した者の合計数を当該前年度及び前々年度の利用定員で除して得た割合	915~1,128単位/日
4割以上5割未満		760~959単位/日
3割以上4割未満	新規指定の事業所においては利用者を受け入れた日から2年度間は3割以上4割未満の場合として算定する。 指定後2年度目において、定着率が4割以上の場合は実績に応じた算定も可。	607~820単位/日
2割以上3割未満		498~690単位/日
1割以上2割未満		460~557単位/日
0割超1割未満	年度途中で指定された事業所については、支援の提供を開始してから2年間（24月）は、原則就労定着者の割合が3割以上4割未満の場合とみなして基本報酬を算定。	374~507単位/日
0の場合		346~468単位/日

○上記の要件は原則を述べているものであり、取り扱いの詳細については、厚生労働省から出されている留意事項通知を参照すること。

○サービス費（Ⅱ）については、留意事項通知等で確認すること。

福祉専門職員配置等加算

県への事前届出必要

加算別紙 2
資格証明書
加算別紙 2 - 2

区分	加算要件	算定単位
(Ⅰ)	直接処遇職員として常勤で配置されている従業員のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理士である従業者の割合が <u>100分の35以上</u>	利用者全員に 15単位/日
(Ⅱ)	同上の割合が <u>100分の25以上</u>	利用者全員に 10単位/日
(Ⅲ)	以下のいずれかを満たす。 ①直接処遇職員のうち常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上 ②直接処遇職員として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している者の割合が100分の30以上	利用者全員に 6単位/日

※ 1 : 多機能型事業所の場合、配置割合等の計算を全サービス合算で行い、要件を満たす場合には多機能型事業所全体の利用者に対して加算を行う。

※ 2 : (Ⅰ) 又は (Ⅱ) を取得する場合は、資格証明書は登録証書を添付すること。合格証書は不可。

※ 3 : 本加算は計算方法について数多くの厚生労働省Q&Aが発出されているため、よく確認すること。

食事提供体制加算

	県への事前届出必要	加算別紙 3
加算要件		算定単位
<p>【対象者】 生活保護、低所得 1、低所得 2、市町村民税課税対象額が28万円未満の利用者（受給者証記載）※施設入所者は除く。</p> <p>【請求条件】 事業所に従事する調理員による食事の提供又は調理業務を第三者に委託していること等事業所の責任において食事提供のための体制を整えている。</p>		<p>該当利用者 に 30単位/日</p>

※ 1 : 出前の方法や市販の弁当を購入して提供する場合は加算の対象外。

※ 2 : 施設外で調理されたものを提供する場合には、クックチル、クックフリーズ、クックサーブ、又は真空調理により行う過程において急速冷凍したものを再度加熱する場合に限る。

※ 3 : 利用者から徴収できる食事の提供に要する費用は下図のとおり。（施設入所者は除く）

利用者	利用者から徴収できる費用
本加算の対象者	本加算算定の有無に関わらず、食材料費に相当する額
本加算の非対象者	食材料費及び調理等に要する費用に相当する額

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

	県への事前届出必要	加算別紙 4
加算要件		算定単位
<p>視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある利用者の数が利用者全体の100分の30以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する従業者を、基準に加えて利用者数を50で除して得た数以上配置。</p>		<p>利用者全員に 41単位/日⁴⁰</p>

精神障害者退院支援施設加算

		県への事前届出必要	加算別紙 4
区分	加算要件	算定単位	
(Ⅰ)	精神病床に概ね 1 年以上入院していた精神障害者等に対して居住の場を提供した場合について、夜間の時間帯を通じて生活支援員を 1 人以上配置したら算定。	180単位/日	
(Ⅱ)	精神病床に概ね 1 年以上入院していた精神障害者等に対して居住の場を提供した場合について、夜間の時間帯を通じて宿直勤務を行う職員を 1 人以上配置したら算定。	115単位/日	

就労支援関係研修修了加算

		県への事前届出必要	加算別紙 5
	加算要件	算定単位	
	<ul style="list-style-type: none"> ・就労支援に従事する者として 1 年以上の実務経験*を有し、独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構が行う各種研修を受講した者を配置した場合。 ・前年度において就労定着者がいる場合に限る（新たに指定を受けた日から 1 年間は算定できない）。 	利用者全員に <u>6単位/日</u>	

就労移行支援における就労支援員としての実務経験の他、障害者の就労支援に関わる各種機関、団体での実務経験も含む。

送迎加算

県への事前届出必要

加算別紙 6 - 1
加算別紙 6 - 2

区分	加算要件	算定単位
(Ⅰ)	一回の送迎につき、平均10人以上*が利用し、かつ、週3回以上の送迎を実施。	該当利用者の送迎片道に21単位
(Ⅱ)	一回の送迎につき、平均10人以上*が利用し、又は、週3回以上の送迎を実施。	同上 10単位

*：利用定員が20人未満の事業所にあつては、1回の送迎につき、平均的に定員の100分の50以上

- ※ 1：同一敷地内の他の事業所等との送迎を行った場合、所定単位数の100分の70を算定する。
- ※ 2：事業所と居宅間以外に、事業所の最寄り駅や居宅近隣の集合場所等での送迎も対象となる。
ただし、事前に利用者との合意の上行うこと。理由のない送迎範囲の縮小や事前の取り決めと異なる場所への送迎は対象外となる。
- ※ 3：利用者が公共交通機関や自家用車を使用して自力で事業所へ行き来した場合は算定対象外。
- ※ 4：多機能型事業所の場合、全サービス合算で要件該当か判断する。
- ※ 5：複数車両により分乗して送迎を行うことも可能。
- ※ 6：送迎は基本事業所と居宅間を想定しており、利用者や事業所の都合により日によって送迎場所を変更するというタクシーのような利用については、原則算定不可。

移行準備支援体制加算

県への事前届出必要

加算別紙7

加算要件		算定単位
<ul style="list-style-type: none"> ・次のア、イのいずれも満たす。 ア 前年度に施設外支援を実施した利用者の数が、利用定員の100分の50を超える。 イ 算定対象となる利用者が、利用定員の100分50以下。 ・上記を満たし、職員が同行又は職員のみで次のいずれかを実施。 		対象利用者に 41単位/日
職場実習等	求職活動等	
<ul style="list-style-type: none"> a 企業等における職場実習 b aに係る事前面接、状況確認 c 実習先開拓のための職場訪問、職場見学 d その他必要な支援 ※同一の企業等における1回の施設外支援が1月を超えない期間であること 	<ul style="list-style-type: none"> a ハローワークでの求職活動 b 地域障害者職業センターによる職業評価等 c 障害者就業・生活支援センターへの登録等 d その他必要な支援 	

- ※1：令和3年度の報酬改定により、移行準備支援体制加算（Ⅱ）は廃止になりました。
 - ※2：厚生労働省からの通知（「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」）も参照願います。

社会生活支援特別加算

県への事前届出必要

加算別紙 8

加算要件	算定単位
<ul style="list-style-type: none"> ・加算対象者受入に際して、適切な支援を行うために必要な数の人員を確保することが可能であること。 ・社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者の配置若しくは訪問により指導体制を整備 ・矯正施設を退所した障害者の支援に関する研修を年 1 回以上実施 ・各関係機関との協力体制を整備 ・サービス利用開始から 3 年間 	<p>対象利用者に 480単位/日</p>

※地域生活移行個別支援特別加算及び社会生活支援特別加算の算定対象者

医療観察法に基づく通院決定又は退院許可決定を受けてから 3 年を経過していない者又は矯正施設若しくは更生保護施設を退所等の後、3 年を経過していない者であって、保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整により、当該事業所等を利用することとなった者

初期加算

県への事前届出不要

加算要件	算定単位
<p>サービス利用を開始した日から、30日以内の期間について加算。</p> <p>サービス利用の初期段階において、利用者の居宅を訪問し生活状況等の把握を行うなどのアセスメント等の手間を評価するための加算</p>	<p>該当利用者に 30単位/日</p>

※ 1 : 暦日で30日間のうち実際に利用した日数分算定

※ 2 : 30日を超える入院後に再度利用した場合も算定できる。

訪問支援特別加算

県への事前届出不要

加算要件

所要時間

算定単位

概ね3か月以上継続的にサービス利用をしていた利用者が、最後に利用した日から中5日間以上連続して利用がなかった場合に、就労移行支援計画等に基づき、あらかじめ利用者の同意を得た上で、居宅に訪問し、家族等との連絡調整や利用のための働きかけ、支援計画の見直しなどを行った場合。（月2回まで）

1時間未満

該当利用者に
187単位/日

1時間以上

該当利用者に
280単位/日

※：中5日間は利用予定日ではなく開所日数。

欠席時対応加算

県への事前届出不要

加算要件

算定単位

利用を予定していた利用者が、急病等により急きょ利用を中止した日の前々日、前日、当日に中止の連絡があった場合において、利用者、家族等へ連絡調整を行うとともに、引き続き事業所の利用を促す等の相談援助を行った場合に1月につき4回を限度として加算。

該当利用者に
94単位/日

通勤訓練加算

県への事前届出不要

加算要件

算定単位

就労移行支援事業所以外の事業所に従事する専門職員を外部から招いた際に、当該費用を支払う場合に加算するものであること。

800単位/日

45

支援計画会議実施加算

県への事前届出不要

加算要件	算定単位
各利用者の就労移行支援計画の作成又は見直しに当たって、外部の関係者を交えた会議を開催し、関係者の専門的な見地からの意見を求め、就労移行支援計画の作成、変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に、1月に1回（年4回を限度）、所定単位数を算定。	583単位/回

利用者の就労移行支援計画の作成やモニタリングに当たって、利用者の希望、適性、能力を的確に把握・評価を行うためのアセスメントについて、地域のノウハウを活用し、その精度を上げ、支援効果を高めていくための取組として、次に掲げる地域の就労支援機関等において障害者の就労支援に従事する者や障害者就労に係る有識者を交えたケース会議を開催し、専門的な見地からの意見を求め、就労移行支援計画の作成や見直しを行った場合に、利用者ごとに月に1回、年に4回を限度に、所定単位数を加算。

- ア ハローワーク
- イ 障害者就業・生活支援センター
- ウ 地域障害者職業センター
- エ 他の就労移行支援事業所
- オ 特定相談支援事業所
- カ 利用者の通院先の医療機関
- キ 当該利用者の支給決定を行っている市町村
- ク 障害者雇用を進める企業
- ケ その他障害者の就労支援を実施している企業、団体等

医療連携体制加算

県への事前届出

不要

区分		加算要件	算定単位
(Ⅰ)		看護職員が事業所を訪問して利用者（8人を限度）に対して看護を行った場合（1時間未満）	32単位/日
(Ⅱ)		看護職員が事業所を訪問して利用者（8人を限度）に対して看護を行った場合 （1時間以上2時間未満）	63単位/日
(Ⅲ)		看護職員が事業所を訪問して利用者（8人を限度）に対して看護を行った場合（2時間以上）	125単位/日
(Ⅳ)	利用者1人	看護職員が事業所を訪問して医療的ケアを必要とする利用者に対して看護を行った場合	800単位/日
	利用者2人		500単位/日
	利用者3人～8人		400単位/日
(Ⅴ)		看護職員が事業所を訪問して医療的ケアを必要とする利用者に対して看護を行った場合	看護職員1人当たり500単位/日
(Ⅵ)		研修を受けた介護職員等が喀痰吸引等を実施した場合	100単位/日

医療連携体制加算の算定要件について

- ※ 1 : (I) ~ (III) は医療的ケアを必要としない利用者に対する看護の場合に、(IV) (V) は医療的ケアを必要とする利用者に対する看護である場合に算定
- ※ 2 : (IV) については、看護職員がスコア表に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者又は医師意見書により医療が必要であるとされる者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者数に応じて加算を算定する。
ただし、(I) ~ (III) のいずれかを算定している利用者については算定しない。

スコア表に掲げる医療行為

①人工呼吸器（鼻マスク式補助換気法、ハイフローセラピー、間歇的陽圧吸入法、排痰補助装置及び高頻度胸壁振動装置を含む。）の管理、②気管切開の管理、③鼻咽頭エアウェイの管理、④酸素療法、⑤吸引（口鼻腔又は気管内吸引に限る。）、⑥ネブライザーの管理、⑦経管栄養（経鼻胃管、胃瘻、経鼻腸管、経胃瘻腸管、腸瘻又は食道瘻、持続経管注入ポンプ使用）、⑧中心静脈カテーテルの管理（中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬等）、⑨皮下注射（インスリン、麻薬等の注射を含む。）、持続皮下注射ポンプ使用）、⑩血糖測定（持続血糖測定器による血糖測定を含む。）、⑪継続的な透析（血液透析、腹膜透析等）、⑫導尿（間欠的導尿、持続的導尿（尿道留置カテーテル、膀胱瘻、腎瘻又は尿路ストーマ））、⑬排便管理（消化管ストーマの使用、摘便又は洗腸、浣腸）、⑭痙攣時における座薬挿入、吸引、酸素投与又は迷走神経刺激装置の作動等の処置

- ※ 3 : (V) については、医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に加算を算定する。
- ※ 4 : (VI) については、喀痰吸引等が必要な者に対して認定特定行為業務従事者が喀痰吸引等を行った場合に加算を算定する。ただし、(I) ~ (IV) のいずれかを算定している利用者については算定しない。

障害福祉サービスの体験利用支援加算

県への事前届出不要

加算要件

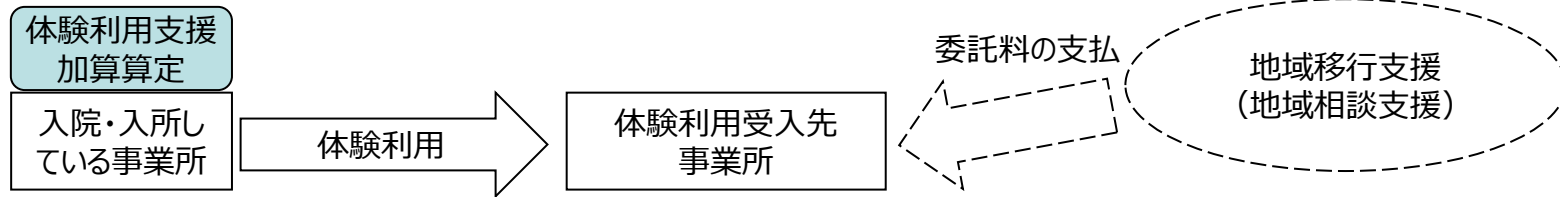
算定単位

利用者が、地域移行支援における障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、以下のいずれかの支援を行った場合。

- ① 体験的な利用支援の日の昼間の時間帯に介護等の支援を行った場合。
- ② 地域移行支援事業者との連絡調整やその他相談援助を行った場合。

・利用開始日から5日以内
該当利用者に500単位/日
・6日以上15日以内
該当利用者に250単位/日
(地域生活支援拠点等の場合
+ 50単位/日)

※：体験的な利用支援の日には、基本報酬は算定できず、本加算のみの請求となる。



在宅時生活支援サービス加算

県への事前届出不要

加算要件

算定単位

通所利用が困難で在宅による支援がやむを得ないと市町村が判断した在宅利用者であり居宅介護や重度訪問介護を利用している者であって支援を受けなければ在宅利用が困難な場合について、当該事業所が費用を負担することで、在宅利用者の居宅に居宅介護事業所や重度訪問介護事業所に従事する者を派遣し、在宅利用者の生活支援に関する支援を提供した場合に加算する。

対象利用者に
300単位/日

※在宅利用を検討する場合は、必ず市町村へ事前に相談すること。

就労継続支援A型

基本報酬

県への事前届出必要

類型	定員	評価点						
		60点未満	60点以上 80点未満	80点以上 105点未満	105点以上 130点未満	130点以上 150点未満	150点以上 170点未満	170点以上
I	20人以下	319単位	413単位	527単位	655単位	676単位	692単位	724単位
	21人以上 40人以下	282単位	367単位	468単位	583単位	601単位	615単位	643単位
	41人以上 60人以下	265単位	344単位	439単位	547単位	565単位	578単位	605単位
	61人以上 80人以下	260単位	338単位	432単位	536単位	555単位	568単位	593単位
	81人以上	252単位	327単位	416単位	518単位	534単位	547単位	574単位
II	20人以下	290単位	376単位	480単位	597単位	616単位	630単位	660単位
	21人以上 40人以下	258単位	335単位	426単位	532単位	549単位	563単位	588単位
	41人以上 60人以下	240単位	312単位	397単位	494単位	510単位	522単位	546単位
	61人以上 80人以下	235単位	305単位	388単位	484単位	499単位	511単位	535単位
	81人以上	226単位	295単位	375単位	467単位	482単位	493単位	516単位

算定要件について①

・評価項目及び当該項目の評価方法の概略は以下のとおり。

（詳細については、「厚生労働大臣の定める事項及び評価方法の留意事項について」

（障発0330第5号令和3年3月30日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を参照すること。）

（1）労働時間

1日の平均労働時間は、就労継続支援A型のあった日の属する年度の前年度において、就労継続支援A型事業所等と雇用契約を締結していた利用者の当該就労継続支援A型事業所等における労働時間の合計数を当該利用者の合計数で除して算出する。

（2）生産活動

当該年度の前年度及び前々年度における生産活動収支が利用者に支払う賃金の総額以上であるかどうかによって、区分に応じスコアを算定する。なお、新規指定の就労継続支援A型事業所等における2年度目の生産活動のスコアの算定にあたっては初年度の実績（当該2年度目の前年度）により評価する。

（3）多様な働き方

8項目のうちいずれか任意の5項目について、就業規則の整備状況とその活用実績に応じそれぞれ1点又は2点で評価し、その5項目の合計点に応じた区分によりスコアを算出する。

ア 就労に必要な知識及び能力の向上に資する免許、検定その他の資格の取得を支援するための制度に関する事項

イ 利用者を当該就労継続支援A型事業所等の職員として雇用する場合における採用手続及び採用条件に関する事項

ウ 在宅勤務を行う利用者の労働条件及び服務規律に関する事項

エ その利用者に係る始業及び終業の時刻をその利用者の決定に委ねることとした利用者の労働条件に関する事項

オ それぞれの障害の特性に応じ1日の所定労働時間が短い利用者の労働条件に関する事項

カ それぞれの障害の特性に応じ1日の所定労働時間を変更することなく始業又は終業の時刻を繰り上げ又は繰り下げる制度に関する事項

キ 時間を単位として与える有休休暇又は労使協定により有休休暇を与える時季に関する定めをした場合の当該有休休暇の取得に関する事項

ク 業務外の事由による負傷又は疾病の療養のための休業に関する事項

(4) 支援力向上のための取組

8項目のうちいずれか任意の5項目について、取組実績に応じそれぞれ1点又は2点で評価し、その5項目の合計点に応じた区分によりスコアを算出する。

- ア 当該就労継続支援 A 型事業所等の職員に対して障害者の就労の支援に関する知識及び技能を習得させるために作成した研修計画に基づいた、当該就労継続支援 A 型等の事業を行う就労継続支援 A 型事業者以外が行う研修会又は当該就労継続支援 A 型事業者が行う研修会への職員の参加状況
- イ 職員が当該就労継続支援 A 型事業所等における障害者に対する就労支援に関して、研修、学会等又は学会誌等において発表した回数
- ウ 先進的事業者の視察若しくは先進的事業者における実習への参加又は他の就労継続支援 A 型事業者からの視察若しくは実習の受け入れの有無
- エ 生産活動収入を増やすための販路拡大のために商談会等に参加した回数
- オ 人事評価の結果に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けているとともに、当該人事評価の基準について書面により作成し、全ての職員に周知している
- カ 当該就労継続支援 A 型事業所等と雇用関係にある職員として要件に合致するピアサポーターを配置している。
- キ 当該就労継続支援 A 型等を行う就労継続支援 A 型事業者が第三者評価を受け、その結果を公表している場合
- ク 当該就労継続支援 A 型事業所等に係る取組が、都道府県知事が適当と認める国際標準化機構が定めた規格その他これに準ずるものに適合している旨の認証を受けている

(5) 地域連携活動

地域連携活動の実施状況について、当該活動の内容及び当該活動に対する関係事業者等の意見を記載した報告書(様式有り)を作成し、インターネットの利用その他の方法により公表している。

なお、インターネットの利用その他の方法による地域連携活動の公表にあたっては、評価スコアの公表と併せて行う必要あり。

- ・新規指定の就労継続支援 A 型事業所において初年度は、評価点が80点以上105点未満の場合であるとみなして基本報酬を算定し、年度途中で指定された事業所については、初年度及び2年度目は、評価点が80点以上105点未満の場合であるとみなして、基本報酬を算定する。
- ・就労継続支援 A 型サービス費を算定するに当たり算出する評価点は、インターネットの利用その他の方法により毎年度4月中に公表すること。公表していない場合に減算がかかることに留意する。

なお、新規指定の事業所の初年度(年度途中)に指定された事業所については、初年度及び2年度目については、⁵²スコアを算出できないため、公表は要さない。

福祉専門職員配置等加算

県への事前届出必要

加算別紙 1
資格証明書
加算別紙 1 - 2

区分	加算要件	算定単位
(Ⅰ)	直接処遇職員として常勤で配置されている従業員のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理士である従業者の割合が <u>100分の35</u> 以上	利用者全員に 15単位/日
(Ⅱ)	同上の割合が <u>100分の25</u> 以上	利用者全員に 10単位/日
(Ⅲ)	以下のいずれかを満たす。 ①直接処遇職員のうち常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上 ②直接処遇職員として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している者の割合が100分の30以上	利用者全員に 6単位/日

※ 1 : 多機能型事業所の場合、配置割合等の計算を全サービス合算で行い、要件を満たす場合には多機能型事業所全体の利用者に対して加算を行う。

※ 2 : (Ⅰ) 又は (Ⅱ) を取得する場合は、資格証明書は登録証書を添付すること。合格証書は不可。

※ 3 : 本加算は計算方法について数多くの厚生労働省Q&Aが発出されているため、よく確認すること。

食事提供体制加算

	県への事前届出必要	加算別紙 2
加算要件		算定単位
<p>【対象者】 生活保護、低所得 1、低所得 2、市町村民税課税対象額が28万円未満の利用者（受給者証記載）※施設入所者は除く。</p> <p>【請求条件】 事業所に従事する調理員による食事の提供又は調理業務を第三者に委託していること等事業所の責任において食事提供のための体制を整えている。</p>		<p>該当利用者 に 30単位/日</p>

※ 1 : 出前の方法や市販の弁当を購入して提供する場合は加算の対象外。

※ 2 : 施設外で調理されたものを提供する場合には、クックチル、クックフリーズ、クックサーブ、又は真空調理により行う過程において急速冷凍したものを再度加熱する場合に限る。

※ 3 : 利用者から徴収できる食事の提供に要する費用は下図のとおり。（施設入所者は除く）

利用者	利用者から徴収できる費用
本加算の対象者	本加算算定の有無に関わらず、食材料費に相当する額
本加算の非対象者	食材料費及び調理等に要する費用に相当する額

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

	県への事前届出必要	加算別紙 3
加算要件		算定単位
<p>視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある利用者の数が利用者全体の100分の30以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する従業者を、基準に加えて利用者数を50で除して得た数以上配置。</p>		<p>利用者全員に 41単位/日⁵⁴</p>

就労移行支援体制加算

県への事前届出必要

加算別紙 4

区分	加算要件	算定単位
(Ⅰ)	就労継続支援 A 型を経て企業等に就労した後、当該企業等での雇用が継続している期間が 6 月に達した者が前年度においている場合、	評価点に応じて 11~93単位×前年度の 就労定着者数
(Ⅱ)	利用定員、人員配置に基づき算定する就労継続支援 A 型サービス費の区分及び評価点に応じた所定単位数に前年度の就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算。	評価点に応じて 7~90単位×前年度の 就労定着者数/日

- ※ 1 : 前年度において、就労継続支援 A 型等を受けた後就労し、6 月以上就労継続している者が 1 名以上いる場合、評価点に応じた所定単位数にその前年度実績の人数を乗じた単位数を加算
- ※ 2 : 「就労」とは、企業等との雇用契約に基づく就労をいい、労働時間等労働条件の内容は問わない。
ただし、就労継続支援 A 型事業所の利用者としての移行は除く
- ※ 3 : 6 月を超える期間就労した者が前年度にいる場合、就労定着者としてカウント。
(例) 令和 2 年 10 月 1 日に就労 ⇒ 「6 月経過した日」
= 6 月 - 1 日
= 令和 3 年 3 月 31 日 (令和 2 年度)
⇒ 令和 3 年度報酬算定上の就労定着者としてカウントする

補足

- ※ 1 : 令和 3 年度の報酬改定により、施設外就労加算は廃止になりました。
- ※ 2 : 施設外就労のスキームは残っていますので、厚生労働省からの通知
(「就労移行支援事業、就労継続支援事業 (A 型、B 型) における留意事項について」) も参照願います。

重度者支援体制加算

県への事前届出必要

加算別紙 5

区分	加算要件	算定単位
Ⅰ	前年度の延利用者数のうち、障害基礎年金 1 級受給者の延べ利用者数が 100分の50以上である場合。	利用者全員に 45~56単位/日
Ⅱ	前年度の延利用者数のうち、障害基礎年金 1 級受給者の延べ利用者数が 100分の25以上である場合。	利用者全員に 22~28単位/日

※：要件については、利用者数実績確認表（長野県HPに掲載）を用いて計算すること。

送迎加算

県への事前届出必要

加算別紙 6 - 1
加算別紙 6 - 2

区分	加算要件	算定単位
(Ⅰ)	一回の送迎につき、平均10人以上*が利用し、かつ、週3回以上の送迎を実施。	該当利用者の送迎片道に 21単位
(Ⅱ)	一回の送迎につき、平均10人以上*が利用し、又は、週3回以上の送迎を実施。	同上 10単位

*：利用定員が20人未満の事業所にあつては、1回の送迎につき、平均的に定員の100分の50以上

- ※ 1：同一敷地内の他の事業所等との送迎を行った場合、所定単位数の100分の70を算定する。
- ※ 2：事業所と居宅間以外に、事業所の最寄り駅や居宅近隣の集合場所等での送迎も対象となる。
ただし、事前に利用者との合意の上行うこと。
理由のない送迎範囲の縮小や事前の取り決めと異なる場所への送迎は対象外となる。
- ※ 3：利用者が公共交通機関や自家用車を使用して自力で事業所へ行き来した場合は算定対象外。
- ※ 4：多機能型事業所の場合、全サービス合算で要件該当か判断する。
- ※ 5：複数車両により分乗して送迎を行うことも可能。
- ※ 6：送迎は基本事業所と居宅間を想定しており、利用者や事業所の都合により日によって送迎場所を変更するというタクシーのような利用の場合は、原則算定不可。

社会生活支援特別加算

		県への事前届出必要	加算別紙 7
加算要件		算定単位	
<ul style="list-style-type: none"> ・加算対象者受入に際して、適切な支援を行うために必要な数の人員を確保することが可能であること。 ・社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者の配置若しくは訪問により指導体制を整備 ・矯正施設を退所した障害者の支援に関する研修を年 1 回以上実施 ・各関係機関との協力体制を整備 ・サービス利用開始から 3 年間 		対象利用者に 480単位/日	

※地域生活移行個別支援特別加算及び社会生活支援特別加算の算定対象者

医療観察法に基づく通院決定又は退院許可決定を受けてから 3 年を経過していない者又は矯正施設若しくは更生保護施設を退所等の後、3 年を経過していない者であって、保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整により、当該事業所等を利用することとなった者

※精神障害者地域移行特別加算の算定対象者

精神科病院に 1 年以上入院していた精神障害者であって、退院してから 1 年以内の者

※強度行動障害者地域移行特別加算

障害支援区分認定調査の結果に基づき、行動関連項目について算出した点数が 10 点以上の者について、指定障害者支援施設等又は指定障害児入所施設等に 1 年以上入所していた者であって、退所後 1 年以内の者

賃金向上達成指導員配置加算

		県への事前届出必要	加算別紙 8 別紙様式
加算要件		算定単位	
<ul style="list-style-type: none"> ・賃金向上達成指導員を常勤換算 1 以上配置 ・賃金向上計画（経営改善計画）を作成していること ・雇用契約を締結している利用者のキャリアアップを図るための措置を講じている場合 		利用者全員に 15~70単位/日	

初期加算

県への事前届出不要

加算要件

算定単位

サービス利用を開始した日から、30日以内の期間について加算。
 (サービス利用の初期段階において、利用者の居宅を訪問し生活状況等の把握を行うなどの
 アセスメント等の手間を評価するための加算)

該当利用者に
30単位/日

- ※ 1 : 暦日で30日間のうち実際に利用した日数分算定
- ※ 2 : 30日を超える入院後に再度利用した場合も算定できる。
- ※ 3 : 「初期加算」と「入所時特別支援加算」(施設入所支援)との併給可。

訪問支援特別加算

県への事前届出不要

加算要件

所要時間

算定単位

概ね3か月以上継続的にサービス利用をしていた利用者が、最後に利用した日から
 中5日間以上連続して利用がなかった場合に、生活介護計画等に基づき、
 あらかじめ利用者の同意を得た上で、居宅に訪問し、家族等との連絡調整や
 利用のための働きかけ、支援計画の見直しなどを行った場合。(月2回まで)

1時間未満

該当利用者に
187単位/日

1時間以上

該当利用者に
280単位/日

- ※ : 中5日間は利用予定日ではなく開所日数。

欠席時対応加算

県への事前届出不要

加算要件

算定単位

利用を予定していた利用者が、急病等により急きょ利用を中止した日の前々日、前日、当日に
 中止の連絡があった場合において、利用者、家族等へ連絡調整を行うとともに、引き続き
 事業所の利用を促す等の相談援助を行った場合に1月につき4回を限度として加算。

該当利用者に
94単位/日

就労移行連携加算

県への事前届出不要

加算要件	算定単位
就労継続支援 A 型を受けた後に就労移行支援の支給決定を受けた者がいた場合において、当該者に対して、当該支給決定に係る申請の日までに、就労移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該申請を行うに当たり、就労継続支援 A 型における支援の状況等の情報を文書により相談支援事業者に対して提供している場合に、1 回に限り、所定単位数を加算する。	1,000単位/日

* : 利用者が特定相談支援事業所を利用せず、セルフプランにより就労移行支援事業所に移行した場合は算定でない点に注意。

医療連携体制加算

県への事前届出不要

区分	加算要件	算定単位
(Ⅰ)	看護職員が事業所を訪問して利用者（8人を限度）に対して看護を行った場合（1時間未満）	32単位/日
(Ⅱ)	看護職員が事業所を訪問して利用者（8人を限度）に対して看護を行った場合（1時間以上2時間未満）	63単位/日
(Ⅲ)	看護職員が事業所を訪問して利用者（8人を限度）に対して看護を行った場合（2時間以上）	125単位/日
(Ⅳ)	利用者1人	800単位/日
	利用者2人	500単位/日
	利用者3人～8人	400単位/日
(Ⅴ)	看護職員が事業所を訪問して医療的ケアを必要とする利用者に対して看護を行った場合	看護職員1人 当たり500単位/日
(Ⅵ)	研修を受けた介護職員等が喀痰吸引等を実施した場合	100単位/日

医療連携体制加算の算定要件について

- ※ 1 : (I) ~ (III) は医療的ケアを必要としない利用者に対する看護の場合に、(IV) と (V) は医療的ケアを必要とする利用者に対する看護である場合に算定
- ※ 2 : (IV) については、看護職員がスコア表に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者又は医師意見書により医療が必要であるとされる者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者数に応じて加算を算定する。
ただし、(I) ~ (III) のいずれかを算定している利用者については算定しない。

スコア表に掲げる医療行為

- ①人工呼吸器（鼻マスク式補助換気法、ハイフローセラピー、間歇的陽圧吸入法、排痰補助装置及び高頻度胸壁振動装置を含む。）の管理、②気管切開の管理、③鼻咽頭エアウェイの管理、④酸素療法、⑤吸引（口鼻腔又は気管内吸引に限る。）、⑥ネブライザーの管理、⑦経管栄養（経鼻胃管、胃瘻、経鼻腸管、経胃瘻腸管、腸瘻又は食道瘻、持続経管注入ポンプ使用）、⑧中心静脈カテーテルの管理（中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬等）、⑨皮下注射（皮下注射（インスリン、麻薬等の注射を含む。）、持続皮下注射ポンプ使用）、⑩血糖測定（持続血糖測定器による血糖測定を含む。）、⑪継続的な透析（血液透析、腹膜透析等）、⑫導尿（間欠的導尿、持続的導尿（尿道留置カテーテル、膀胱瘻、腎瘻又は尿路ストーマ））、⑬排便管理（消化管ストーマの使用、摘便又は洗腸、浣腸）、⑭痙攣時における座薬挿入、吸引、酸素投与又は迷走神経刺激装置の作動等の処置

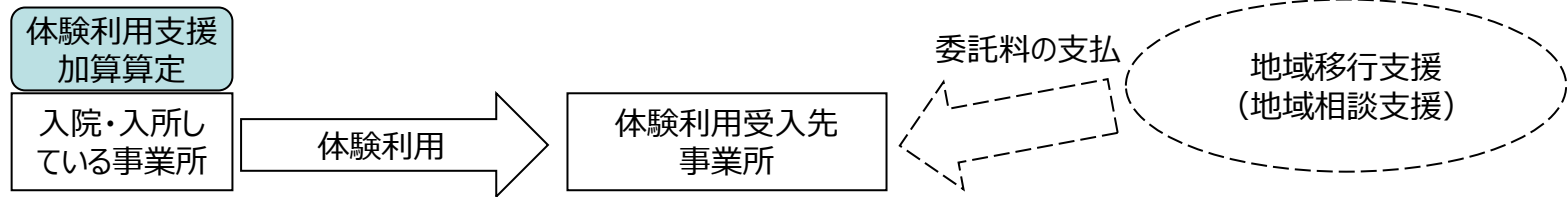
- ※ 3 : (V) については、医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に加算を算定する。
- ※ 4 : (VI) については、喀痰吸引等が必要な者に対して認定特定行為業務従事者が喀痰吸引等を行った場合に加算を算定する。ただし、(I) ~ (IV) のいずれかを算定している利用者については算定しない。

障害福祉サービスの体験利用支援加算

県への事前届出不要

加算要件	算定単位
<p>利用者が、地域移行支援における障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、以下のいずれかの支援を行った場合。</p> <p>①体験的な利用支援の日の昼間の時間帯に介護等の支援を行った場合。</p> <p>②地域移行支援事業者との連絡調整やその他相談援助を行った場合。</p>	<p>・利用開始日から5日以内 該当利用者に500単位/日</p> <p>・6日以上15日以内 該当利用者に250単位/日 (地域生活支援拠点等の場合 +50単位/日)</p>

※：体験的な利用支援の日には、基本報酬は算定できず、本加算のみの請求となる。



在宅時生活支援サービス加算

県への事前届出不要

加算要件	算定単位
<p>通所利用が困難で在宅による支援がやむを得ないと市町村が判断した在宅利用者であり居宅介護や重度訪問介護を利用している者であって支援を受けなければ在宅利用が困難な場合について、当該事業所が費用を負担することで、在宅利用者の居宅に居宅介護事業所や重度訪問介護事業所に従事する者を派遣し、在宅利用者の生活支援に関する支援を提供した場合に加算する。</p>	<p>対象利用者に 300単位/日</p>

※在宅利用を検討する場合は、必ず市町村へ事前に相談すること。

就労継続支援B型

基本報酬①

サービス費（Ⅰ）（Ⅱ）

県への事前届出必要

類型	定員	平均工賃月額							
		1万円未満	1万円以上 1万5千未満	1万5千以上 2万円未満	2万円以上 2万5千未満	2万5千以上 3万円未満	3万円以上 3万5千未満	3万5千以上 4万5千未満	4万5千以上
Ⅰ	20人以下	566単位	590単位	611単位	631単位	643単位	657単位	672単位	702単位
	21人以上 40人以下	504単位	525単位	541単位	551単位	572単位	584単位	598単位	625単位
	41人以上 60人以下	473単位	493単位	508単位	518単位	537単位	549単位	562単位	586単位
	61人以上 80人以下	464単位	484単位	498単位	508単位	527単位	539単位	552単位	576単位
	81人以上	448単位	468単位	482単位	491単位	510単位	521単位	533単位	557単位
Ⅱ	20人以下	516単位	538単位	554単位	565単位	586単位	599単位	613単位	640単位
	21人以上 40人以下	461単位	480単位	494単位	504単位	523単位	534単位	547単位	571単位
	41人以上 60人以下	427単位	445単位	458単位	467単位	485単位	495単位	507単位	529単位
	61人以上 80人以下	418単位	436単位	449単位	458単位	475単位	485単位	497単位	519単位
	81人以上	404単位	421単位	434単位	442単位	459単位	468単位	480単位	502単位

サービス費（Ⅰ）及び（Ⅱ）の算定要件

・前年度における平均工賃月額（前年度に支払った工賃総額÷各月の工賃支払対象者の総数）から単位算出

（Ⅰ）＝工賃向上計画を作成している指定就労継続支援B型事業所であって、従業者の員数が利用者の数を7.5で除して得た数以上であること。

（Ⅱ）＝工賃向上計画を作成している指定就労継続支援B型事業所であって、従業者の員数が利用者の数を10で除して得た数以上であること（就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)を算定している場合を除く）。

※1：以下の事由に該当する者については、当該月における当該利用者の工賃及び工賃支払対象者から除外して、平均工賃月額を算出する。

- ・平均工賃月額の算出に際し、月の途中に利用開始又は終了した者
- ・支給決定を受けて複数の日中活動に係るサービス（就労継続支援B型を除く）を利用している者
- ・月の途中に入退院した者
- ・通年かつ毎週引き続き通院する必要がある者（要書類提出）
- ・怪我、流行性疾患により連続して1週間以上サービス利用ができなくなった者

※2：新規指定の就労継続支援B型事業所等において初年度の1年間は、平均工賃月額が10,000円未満の場合であるとみなし、基本報酬を算定する。年度途中で指定された事業所については、初年度及び2年度目の1年間は、平均工賃月額が1万円未満の場合であるとみなし、基本報酬を算定する。
ただし、支援の提供を開始してから6月経過した月から当該年度の3月までの間は、支援の提供を開始してからの6月間における平均工賃月額に応じ、基本報酬を算定することができる。（H30年12月17日厚労省QA参照）

※3：就労継続支援B型サービス費の区分に係る届出については、原則毎年度の4月に行うこと。

年度途中で新規に指定された事業所は当該指定を受けた年度において、初めて基本報酬を算定する前までに届出を行うこと。

※4：（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合は、工賃向上計画基本指針に基づき、工賃向上計画を都道府県に提出すること。

※5：（Ⅰ）又は（Ⅱ）で届出を提出した場合、当該年度中に（Ⅲ）又は（Ⅳ）に変更することは原則認められない。

類型	定員				
	20人以下	21人以上 40人以下	41人以上 60人以下	61人以上 80人以下	81人以上
Ⅲ	556単位 /日	494単位/日	463単位/日	454単位/日	438単位/日
Ⅳ	506単位/日	451単位/日	417単位/日	408単位/日	394単位/日

サービス費（Ⅲ）及び（Ⅳ）の算定要件

・利用者を通所させて就労継続支援 B 型を提供した場合若しくは利用者に在宅において就労継続支援 B 型を提供した場合又は施設入所支援を併せて利用する者に対し就労継続支援 B 型を提供した場合に、当該指定就労継続支援 B 型事業所における利用定員及び人員配置に応じ算定。

（Ⅲ） = 指定就労継続支援事業所であって、従業者の員数が利用者の数を7.5で除して得た数以上であること。

（Ⅳ） = 指定就労継続支援事業所であって、従業者の員数が利用者の数を10で除して得た数以上であること（就労継続支援 B 型サービス費(Ⅲ)を算定している場合を除く）。

※ 1 : 就労継続支援 B 型サービス費の区分に係る届出については、原則毎年度の4月に行うこと。
 年度途中に新規に指定された事業所は当該指定を受けた年度において、初めて基本報酬を算定する前までに届出を行うこと。

※ 2 : （Ⅲ）又は（Ⅳ）で届出を提出した場合、当該年度中に（Ⅰ）又は（Ⅱ）に変更することは原則認められない。

福祉専門職員配置等加算

県への事前届出必要	加算別紙 1 資格証明書 加算別紙 1 - 2
-----------	-------------------------------

区分	加算要件	算定単位
(Ⅰ)	直接処遇職員として常勤で配置されている従業員のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理士である従業者の割合が <u>100分の35</u> 以上	利用者全員に 15単位/日
(Ⅱ)	同上の割合が <u>100分の25</u> 以上	利用者全員に 10単位/日
(Ⅲ)	以下のいずれかを満たす。 ①直接処遇職員のうち常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上 ②直接処遇職員として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している者の割合が100分の30以上	利用者全員に 6単位/日

- ※ 1 : 多機能型事業所の場合、配置割合等の計算を全サービス合算で行い、要件を満たす場合には多機能型事業所全体の利用者に対して加算を行う。
- ※ 2 : (Ⅰ)又は(Ⅱ)を取得する場合は、資格証明書は登録証書を添付すること。合格証書は不可。
- ※ 3 : 本加算は計算方法について数多くの厚生労働省Q&Aが発出されているため、よく確認すること。

食事提供体制加算

県への事前届出必要

加算別紙 2

加算要件

算定単位

【対象者】

生活保護、低所得 1、低所得 2、市町村民税課税対象額が28万円未満の利用者
（受給者証記載）※施設入所者は除く。

【請求条件】

事業所に従事する調理員による食事の提供又は調理業務を第三者に委託していること等
事業所の責任において食事提供のための体制を整えている。

該当利用者に
30単位/日

※ 1 : 出前の方法や市販の弁当を購入して提供する場合は加算の対象外。

※ 2 : 施設外で調理されたものを提供する場合には、クックチル、クックフリーズ、クックサーブ、又は真空調理により行う過程において急速冷凍したものを再度加熱する場合に限る。

※ 3 : 利用者から徴収できる食事の提供に要する費用は下図のとおり。（施設入所者は除く）

利用者	利用者から徴収できる費用
本加算の対象者	本加算算定の有無に関わらず、食材料費に相当する額
本加算の非対象者	食材料費及び調理等に要する費用に相当する額

送迎加算

		県への事前届出必要	加算別紙 3 - 1 加算別紙 3 - 2
区分	加算要件	算定単位	
(Ⅰ)	一回の送迎につき、平均10人以上*が利用し、かつ、週3回以上の送迎を実施。	該当利用者の送迎片道に21単位	
(Ⅱ)	一回の送迎につき、平均10人以上*が利用し、又は、週3回以上の送迎を実施。	同上 10単位	

*：利用定員が20人未満の事業所にあつては、1回の送迎につき、平均的に定員の100分の50以上

- ※1：同一敷地内の他の事業所等との送迎を行った場合、所定単位数の100分の70を算定する。
- ※2：事業所と居宅間以外に、事業所の最寄り駅や居宅近隣の集合場所等での送迎も対象となる。ただし、事前に利用者との合意の上行うこと。理由のない送迎範囲の縮小や事前の取り決めと異なる場所への送迎は対象外となる。
- ※3：利用者が公共交通機関や自家用車を使用して自力で事業所へ行き来した場合は算定対象外。
- ※4：多機能型事業所の場合、全サービス合算で要件該当か判断する。
- ※5：複数車両により分乗して送迎を行うことも可能。
- ※6：送迎は基本事業所と居宅間を想定しており、利用者や事業所の都合により日によって送迎場所を変更するというタクシーのような利用の場合は、原則算定不可。

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

		県への事前届出必要	加算別紙 4
加算要件		算定単位	
視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある利用者の数が利用者全体の100分の30以上であつて、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する従業者を、基準に加えて利用者数を50で除して得た数以上配置。		利用者全員に41単位/日	

就労移行支援体制加算

県への事前届出必要

加算別紙 5

区分	加算要件	算定単位
(Ⅰ)	前年度において、当該サービス事業所を 利用して就労し、6月を超える期間 継続して就労している者（就労定着者）が、 前年度にしている場合	平均工賃月額に応じて7～93単位×前年度の就労定着者数/日
(Ⅱ)		平均工賃月額に応じて6～90単位×前年度の就労定着者数/日
(Ⅲ)		6～42単位×前年度の就労定着者数/日
(Ⅳ)		5～39単位×前年度の就労定着者数/日

- ※ 1 : 就労移行支援体制加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）の事業所については、就労継続支援 B 型サービス費（Ⅰ）又は就労継続支援 B 型サービス費（Ⅱ）を算定している就労継続支援 B 型を経て企業等に就労（企業等との雇用契約に基づく就労をいい、労働時間等労働条件の内容は問わない。ただし、就労継続支援 A 型事業所の利用者としての移行及び施設外支援の対象となるトライアル雇用は除く。）した後、就労定着者が前年度にしている場合、利用定員及び平均工賃月額に応じた所定単位数に前年度の就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。
- ※ 2 : 就労移行支援体制加算（Ⅲ）及び就労移行支援体制加算（Ⅳ）については、就労継続支援 B 型サービス費（Ⅲ）又は就労継続支援 B 型サービス費（Ⅳ）を算定している就労継続支援 B 型を経て企業等に就労した後、当該企業等での雇用が継続している期間が6月に達した就労定着者が前年度にしている場合、利用定員に応じた所定単位数に前年度の就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。
- ※ 3 : 6月を超える期間就労した者が前年度にしている場合、就労定着者としてカウント。
 (例) 令和2年10月1日に就労 ⇒ 「6月経過した日」
 = 6月 - 1日
 = 令和3年3月31日（令和2年度）
 ⇒ 令和3年度報酬算定上の就労定着者としてカウントする

補足

- ※ 1 : 令和3年度の報酬改定により、施設外就労加算は廃止になりました。
- ※ 2 : 施設外就労の制度自体は残っていますので、厚生労働省からの通知（「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」）も参照願います。68

目標工賃達成指導員配置加算

県への事前届出必要

加算別紙 6

加算要件

算定単位

- ・生活支援員及び職業指導員の総数を、前年度平均利用者数を7.5で除した数以上配置
- ・目標工賃達成指導員を常勤換算 1 以上配置
- ・目標工賃達成指導員、生活支援員、職業指導員の総数を、前年度平均利用者数を6で除した数以上配置

利用者全員に
72~89単位/日

※ 1 : 加算取得可能なサービス費は (I) 又は (Ⅲ) である点に注意。

※ 2 : 目標工賃達成指導員は、原則専従であること。

重度者支援体制加算

県への事前届出必要

加算別紙 7

区分

加算要件

算定単位

I

前年度の延利用者数のうち、障害基礎年金 1 級受給者の延べ利用者数が100分の50以上である場合。

利用者全員に
45~56単位/日

II

前年度の延利用者数のうち、障害基礎年金 1 級受給者の延べ利用者数が100分の25以上である場合。

利用者全員に
22~28単位/日

※ : 要件については、利用者数実績確認表（長野県HPに掲載）を用いて計算すること。

社会生活支援特別加算

県への事前届出必要

加算別紙 8

加算要件

算定単位

- ・加算対象者受入に際して、適切な支援を行うために必要な数の人員を確保することが可能であること。
- ・社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者の配置若しくは訪問により指導体制を整備
- ・矯正施設を退所した障害者の支援に関する研修を年 1 回以上実施
- ・各関係機関との協力体制を整備
- ・サービス利用開始から 3 年間

対象利用者に
480単位/日

※地域生活移行個別支援特別加算及び社会生活支援特別加算の算定対象者
医療観察法に基づく通院決定又は退院許可決定を受けてから 3 年を経過していない者又は矯正施設若しくは更生保護施設を退所等の後、3 年を経過していない者であって、保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整により、当該事業所等を利用することとなった者

初期加算

県への事前届出不要

加算要件

算定単位

サービス利用を開始した日から、30日以内の期間について加算。

サービス利用の初期段階において、利用者の居宅を訪問し生活状況等の把握を行うなどのアセスメント等の手間を評価するための加算

該当利用者に
30単位/日

- ※ 1 : 暦日で30日間のうち実際に利用した日数分算定
- ※ 2 : 30日を超える入院後に再度利用した場合も算定できる。
- ※ 3 : 「初期加算」と「入所時特別支援加算」（施設入所支援）との併給可。

訪問支援特別加算

県への事前届出不要

加算要件

所要時間

算定単位

概ね3か月以上継続的にサービス利用をしていた利用者が、最後に利用した日から中5日間以上連続して利用がなかった場合に、生活介護計画等に基づき、あらかじめ利用者の同意を得た上で、居宅に訪問し、家族等との連絡調整や利用のための働きかけ、支援計画の見直しなどを行った場合。（月2回まで）

1時間未満

該当利用者に
187単位/日

1時間以上

該当利用者に
280単位/日

※ : 中5日間は利用予定日ではなく開所日数。

欠席時対応加算

県への事前届出不要

加算要件

算定単位

利用を予定していた利用者が、急病等により急きょ利用を中止した日の前々日、前日、当日に中止の連絡があった場合において、利用者、家族等へ連絡調整を行うとともに、引き続き事業所の利用を促す等の相談援助を行った場合に1月につき4回を限度として加算。

該当利用者に
94単位/日

就労移行連携加算

県への事前届出不要

加算要件

算定単位

就労継続支援B型を受けた後に就労移行支援の支給決定を受けた者がいた場合において当該者に対して、当該支給決定に係る申請の日までに、就労移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該申請を行うに当たり、就労継続支援B型における支援の状況等の情報を文書により相談支援事業者に対して提供している場合に、1回に限り、所定単位数を加算する。

1,000単位/日

* : 利用者が特定相談支援事業所を利用せず、セルフプランにより就労移行支援事業所に移行した場合は算定できない点に注意。

医療連携体制加算

県への事前届出不要

区分		加算要件	算定単位
(I)		看護職員が事業所を訪問して利用者（8人を限度）に対して看護を行った場合（1時間未満）	32単位/日
(II)		看護職員が事業所を訪問して利用者（8人を限度）に対して看護を行った場合（1時間以上2時間未満）	63単位/日
(III)		看護職員が事業所を訪問して利用者（8人を限度）に対して看護を行った場合（2時間以上）	125単位/日
(IV)	利用者1人	看護職員が事業所を訪問して医療的ケアを必要とする利用者に対して看護を行った場合	800単位/日
	利用者2人		500単位/日
	利用者3人～8人		400単位/日
(V)		看護職員が事業所を訪問して医療的ケアを必要とする利用者に対して看護を行った場合	看護職員1人当たり500単位/日
(VI)		研修を受けた介護職員等が喀痰吸引等を実施した場合	100単位/日

医療連携体制加算の算定要件について

- ※ 1 : (I) ~ (III) は医療的ケアを必要としない利用者に対する看護の場合に、(IV) と (V) は医療的ケアを必要とする利用者に対する看護である場合に算定
- ※ 2 : (IV) については、看護職員がスコア表に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者又は医師意見書により医療が必要であるとされる者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者数に応じて加算を算定する。
ただし、(I) ~ (III) のいずれかを算定している利用者については算定しない。

スコア表に掲げる医療行為

①人工呼吸器（鼻マスク式補助換気法、ハイフローセラピー、間歇的陽圧吸入法、排痰補助装置及び高頻度胸壁振動装置を含む。）の管理、②気管切開の管理、③鼻咽頭エアウェイの管理、④酸素療法、⑤吸引（口鼻腔又は気管内吸引に限る。）、⑥ネブライザーの管理、⑦経管栄養（経鼻胃管、胃瘻、経鼻腸管、経胃瘻腸管、腸瘻又は食道瘻、持続経管注入ポンプ使用）、⑧中心静脈カテーテルの管理（中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬等）、⑨皮下注射（皮下注射（インスリン、麻薬等の注射を含む。）、持続皮下注射ポンプ使用）、⑩血糖測定（持続血糖測定器による血糖測定を含む。）、⑪継続的な透析（血液透析、腹膜透析等）、⑫導尿（間欠的導尿、持続的導尿（尿道留置カテーテル、膀胱瘻、腎瘻又は尿路ストーマ））、⑬排便管理（消化管ストーマの使用、摘便又は洗腸、浣腸）、⑭痙攣時における座薬挿入、吸引、酸素投与又は迷走神経刺激装置の作動等の処置

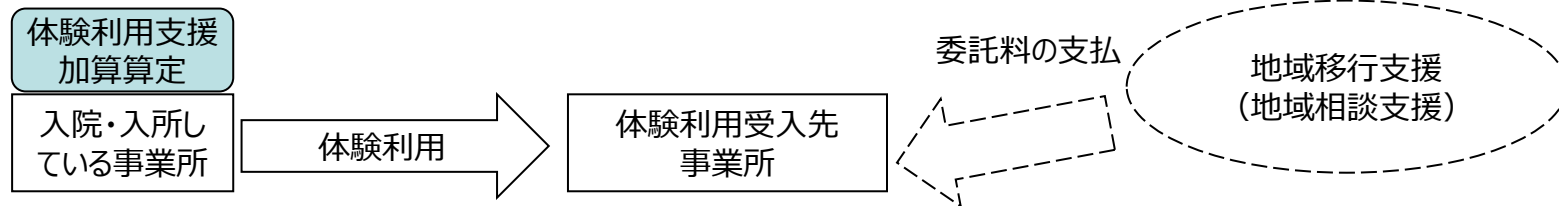
- ※ 3 : (V) については、医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に加算を算定する。
- ※ 4 : (VI) については、喀痰吸引等が必要な者に対して認定特定行為業務従事者が喀痰吸引等を行った場合に加算を算定する。
ただし、(I) ~ (IV) のいずれかを算定している利用者については算定しない。

障害福祉サービスの体験利用支援加算

県への事前届出不要

加算要件	算定単位
<p>利用者が、地域移行支援における障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、以下のいずれかの支援を行った場合。</p> <p>①体験的な利用支援の日の昼間の時間帯に介護等の支援を行った場合。</p> <p>②地域移行支援事業者との連絡調整やその他相談援助を行った場合。</p>	<p>・利用開始日から5日以内 該当利用者に500単位/日</p> <p>・6日以上15日以内 該当利用者に250単位/日 (地域生活支援拠点等の場合 + 50単位/日)</p>

※：体験的な利用支援の日には、基本報酬は算定できず、本加算のみの請求となる。



在宅時生活支援サービス加算

県への事前届出不要

加算要件	算定単位
<p>通所利用が困難で在宅による支援がやむを得ないと市町村が判断した在宅利用者であり居宅介護や重度訪問介護を利用している者であって支援を受けなければ在宅利用が困難な場合について、当該事業所が費用を負担することで、在宅利用者の居宅に居宅介護事業所や重度訪問介護事業所に従事する者を派遣し、在宅利用者の生活支援に関する支援を提供した場合に加算する。</p>	<p>対象利用者に 300単位/日</p>

※在宅利用を検討する場合は、必ず市町村へ事前に相談すること。

ピアサポート実施加算

県への事前届出必要	・報酬様式 1 別紙 1 ・受講した研修の実施要綱、カリキュラム及び研修を修了したことを証明する書類等
-----------	--

加算要件

算定単位

次のアからウまでのいずれにも該当する就労継続支援 B 型事業所において、イの(ア)の者が、利用者に対して、就労及び生産活動についてのピアサポーターとしての支援を行った場合に、当該支援を受けた利用者の数に応じ、1 月につき所定単位数を加算。

ア 就労継続支援 B 型サービス費(Ⅲ)又は就労継続支援 B 型サービス費(Ⅳ)を算定していること。

イ 当該就労継続支援事業所の従業者として、都道府県又は指定都市が実施する障害者ピアサポート研修の基礎研修及び専門研修を修了した次の者をそれぞれ配置すること。

(ア) 障害者又は障害者であったと都道府県知事が認める者

(イ) 当該就労継続支援 B 型事業所の従業者

ウ イの者により、当該就労継続支援 B 型事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年 1 回以上行われていること。

対象利用者に
100単位/月

※ 1 : 令和 5 年度までの経過措置として、ピアサポーター養成研修として都道府県又は市町村が認める研修を修了した場合も加算の対象とされている。経過措置期間中の取扱いについて長野県の取扱いは以下のとおり。

- ・市町村が委託又は補助等により実施するピアサポーターの養成を目的とする研修のほか、民間団体が自主的な取組として実施するピアサポーターの養成を目的とする研修についても対象とする。
- ・「障害者ピアサポート研修事業実施要綱」(厚生労働省)を目安に、以下の内容をすべて満たすこと。
 - ① ピアサポートの基礎知識や専門性を学ぶ講義を設けていること
 - ② 講義の振り返り、気づきを共有する演習を設けていること
 - ③ 研修を修了したことを証明する書類があること上記①～③をすべて満たす必要があります

※ 2 : ピアサポーターに関する講演のみの受講は加算の算定対象にならない。

ピアサポート実施加算については、長野県が発出している通知(「ピアサポート体制加算及びピアサポート実施加算の算定について」)も参照すること。

加算要件	算定単位
持続可能な活力ある地域づくりに資することを目的として、地域住民、地元企業、自治体その他の関係者と協働した取組を行い、当該取組内容をインターネットの利用その他の方法により公表した場合に、当該取組に参加し、支援を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。	30単位/日

- ※ 1 : 加算取得可能なサービス費は（Ⅲ）又は（Ⅳ）である点に注意。
- ※ 2 : 加算の対象となる地域の範囲について、基本的には、指定就労継続支援 B 型事業所の所属する市町村や近隣自治体であるが、当該指定就労継続支援 B 型事業所の属する地域の活性化や、利用者と地域住民との繋がりに資する取り組みであれば、遠隔の地域と協働した取組であっても、差し支えない。
- ※ 3 : 取組の内容については、本加算の趣旨が、利用者の多様な働く意欲に応えつつ、就労を通じた地域での活躍の場を広げる取組に対する評価であることに鑑み、利用者と地域住民との繋がりがりや地域活性化、地域課題の解決に資する取り組みであることが望ましい。

（適切な取組の例） ※生産活動収入があるものに限る

- ・地域で開催されるイベントへの出店
- ・農福連携による施設外での生産活動
- ・請負契約による公園や公共施設の清掃業務
- ・飲食業、小売業など地域住民との交流の場となる店舗運営
- ・高齢者世帯への配食サービス
- ・上記活動に係る営業活動等

（不適切な取組の例）

- ・生産活動収入が発生しない地域活動等
- ・レクリエーションを目的とした活動
- ・生産活動収入の発生には結びつかないような、単に見学や体験を目的とした施設外の活動

- ※ 4 : 取組内容については、本加算を算定する月ごとに、当該月の報酬請求日までに公表すること。また、公表は本加算の対象となる取組ごとに行うため、本加算の対象となる取組が複数ある場合は、それぞれの取組内容を公表すること。
- ※ 5 : 公表方法については、原則、事業所のホームページ等インターネットを利用した公表方法以外にも、市町村等が発行する情報誌への掲載や当該就労継続支援 B 型事業所等及び関係機関等での掲示も可。

就労定着支援

基本報酬

県への事前届出必要

定員	就労定着率						
	3割未満	3割以上 5割未満	5割以上 7割未満	7割以上 8割未満	8割未満 9割未満	9割以上 9割5分未満	9割5分以上
20人以下	1,046単位	1,395単位	1,642単位	2,176単位	2,710単位	3,285単位	3,449単位
21人以上 40人以下	837単位	1,117単位	1,314単位	1,741単位	2,168単位	2,628単位	2,759単位
41人以上	785単位	1,047単位	1,232単位	1,632単位	2,032単位	2,463単位	2,587単位

- ※ 1 : 「過去 3 年間に就労定着支援を利用した総数のうち前年度末日において就労が継続している者 ÷ 過去 3 年間に就労定着支援を利用した総数」により就労定着率を算出し、定着率に応じた基本報酬を算定する。
- ※ 2 : 新規指定の事業所の初年度の就労定着率については、以下の計算による。
 ア 指定を受ける前月末日から起算して過去 3 年間に指定就労移行支援等を受けた後、一般就労した者の総数を算出。
 イ アのうち指定を前月末日において就労が継続している者の総数を算出する
 ウ $\text{ア} \div \text{イ}$ により新たに指定を受ける場合の就労定着率を算出する。
- ※ 3 : 年度途中で新たに支援の提供を開始した場合における、支援の提供を開始した日から 1 年間経過した日の属する月から当該年度の 3 月までの就労定着率については、以下の計算による。
 ア 支援の提供を開始した日から 1 年間経過した日の属する月の前月の末日までの利用者の総数を算出する。
 イ アのうち支援の提供を開始した日から 1 年間経過した日の属する月の前月の末日において就労が継続している者の総数を算出する。
 ウ $\text{ア} \div \text{イ}$ により新たに指定を受ける場合の就労定着率を算出する。
- ※ 4 : 厚生労働省の通知（「就労定着支援の実施について」など）も参照すること。

就労定着実績体制加算

県への事前届出必要

加算別紙 1

加算要件	算定単位
過去6年間に指定就労定着支援の利用を修了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の割合が前年度において100分の70以上の場合	利用者全員に 300単位/月

※：「指定就労定着支援の利用を修了した者」には3年間の支援機関未満で利用を修了した者も含む。

職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算

県への事前届出必要

研修修了書写

加算要件	算定単位
訪問型職場適応援助者養成研修の修了者を就労定着支援員として配置した場合に、就労定着支援の利用者全員に対して加算	120単位/月

初期加算

県への事前届出不要

加算要件

算定単位

生活介護等と一体的に運営される事業所において、一体的に運営されている生活介護等以外を利用して通常の事業所に雇用された者に対して、新たな計画を作成し支援を行った場合に加算

該当利用者
900単位/日

定着支援連携促進加算

県への事前届出不要

加算要件

算定単位

地域の就労支援機関等との必要な連絡体制の構築を図るため、各利用者の就労定着支援計画に係る関係機関を交えたケース会議を開催し、関係機関との連絡調整を行った場合に、支援期間（最大3年間）を通じ、1月に1回、年に4回を限度に加算を算定。

579単位/回

- ※1：ケース会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行う必要がある（個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。）。
- ※2：「地域の就労支援機関等」とは以下の機関を指す。
- ア 障害者就業・生活支援センター
 - イ 地域障害者職業センター
 - ウ ハローワーク
 - エ 当該利用者が雇用されている事業所
 - オ 通常の事業所に雇用される以前に利用していた就労移行支援事業所等
 - カ 特定相談支援事業所
 - キ 利用者の通院先の医療機関
 - ク 当該利用者の支給決定を行っている市町村
 - ケ その他障害者の就労支援を実施している企業、団体等
- ※3：ケース会議は就労定着支援計画に関する会議であるため、サービス管理責任者は必ず出席する必要がある。

特別地域加算

県への事前届出不要

加算要件

算定単位

中山間地域等に居住している者若しくは中山間地域等に所在する企業においてサービスが行われた場合に算定。

240単位/月

各種減算について

減算概要①

全 サ ー ビ ス	減算要件	減算期間	算定単位	
	個別支援計画 未作成減算	以下のいずれかに該当する場合 ①サービス管理責任者による指揮の下、 個別支援計画が作成されていない。 ②指定基準に基づき、 個別支援計画に係る一連の業務が 適切に行われていない。	該当する月から 解消されるに 至った月の前 月まで	該当利用者に 減算適用月から 2月目まで 所定単位数の 70/100 3月以上減算が 連続した場合、 所定単位数の 50/100
	減算要件	減算期間	算定単位	
	地方公共団体が 設置する場合の 減算	地方公共団体が設置した事業所の場合 ※指定管理事業所も減算対象	全期間	利用者全員に 所定単位数の 965/1000

減算概要②

		減算要件	減算期間	算定単位	
全 サ ー ビ ス (※)	人員欠如減算	(ア) 配置すべき生活支援員、 看護職員、理学療法士、 作業療法士、地域移行 支援員、職業指導員、 就労支援員、就労定着 支援員及び世話人の 人員が欠如した場合	必要員数の1割を 超えて欠如	人員欠如した 月の翌月から 人員欠如が 解消されるに 至った月まで	利用者全員に 減算適用月から 2月目まで所定 単位数70/100
			必要員数の1割を 超えずに欠如		3月以上減算が 連続した場合、 所定単位数の 50/100
		(イ) 常勤又は専従など、(ア)の職種に 該当する従業者の員数以外の要件を満た していない場合		欠如した月の 翌々月から 解消されるに 至った月まで	
		(ウ) (ア)以外の職種の人員が 欠如した場合(サービス管理責任者など)		※翌月末日 までに基準を 満たした場合 を除く。	利用者全員に 減算適用月から 4月目まで所定 単位数70/100
		(エ) 常勤又は専従など、(ア)以外の 職種の従業者の員数以外の要件を 満たしていない場合			5月以上減算が 連続した場合、 所定単位数の 50/100

※施設入所支援及び共生型障害福祉サービスを除く

減算概要③

施設入所支援		減算要件		減算期間	算定単位		
	夜勤職員欠如減算	以下のいずれかに該当する場合 ① 2日以上連続して夜勤職員が欠如 ② 4日以上夜勤職員が欠如		要件が発生した月の翌月	利用者全員に所定単位数の95/100		
施設入所支援		減算要件		減算期間	算定単位		
	栄養士未配置、非常勤減算	配置されている栄養士が非常勤の場合		要件に該当する月	利用者全員に6~12単位減算		
栄養士が配置されていない場合		利用者全員に12~27単位減算					
※1		減算要件		減算期間	算定単位		
	定員超過減算	以下の利用者数を超えた場合		定員超過した日又は月	利用者全員に所定単位数の70/100		
		1日の利用者数	区分			日中活動サービス	施設入所等
			定員50人以下			定員×150/100	定員×110/100
過去3ヶ月間の利用者数(平均)		定員51人以上	(定員-50) ×125/100+75			(定員-50) ×105/100+55	
	定員11人以下	定員+3	定員×105/100				
定員12人以上	定員×125/100						

※1：日中活動系サービス、療養介護、施設入所支援、宿泊型自立訓練

減算概要④

		減算要件	減算期間	算定単位
全サービス	身体拘束 廃止未実施 減算	<p>①指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定に基づき求められる身体拘束等に係る記録が行われていない場合。なお、施設等において身体拘束等が行われていた場合ではなく、記録が行われていない場合である点に留意すること。</p> <p>②指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定に基づき求められる身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催していない場合</p> <p>③身体拘束等の適正化のための指針を整備していない場合。</p> <p>④身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施していない場合。具体的には、研修を年1回以上実施していない場合。</p>	要件が発生した翌月から改善が認められた月まで	利用者全員に5単位/日減算

※1：以下のサービスについて、②～④は令和5年3月31日までは減算しない。
療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型（基準該当就労継続支援B型を含む。）、共同生活援助

減算概要⑤

A型事業所	減算要件	減算期間	算定単位
	自己評価 未公表減算	就労継続支援 A 型サービス費を算定するに当たり、算出する評価点を、インターネットの利用その他の方法により毎年度 4 月中に公表していない場合に減算。 ※新規指定の事業所の初年度(年度途中で指定された事業所は初年度及び 2 年度目)については、スコアを算出できないため、公表は要さない。	解消されるまでの期間

生活介護	減算要件	減算期間	算定単位	
	医師未配置 減算	看護師による適切な支援、必要に応じた通院等による対応等が可能な場合、医師を配置しない取扱いとすることができるが、その場合にあっては減算	要件に該当する期間	利用者全員に 12単位/日 減算
	開所時間 減算	開所時間が 6 時間未満の場合、時間に応じて減算 ※開所時間は事業所の営業時間(送迎時間を除く)であり、個々の利用者の実利用時間数は問わない。	要件に該当する期間	利用者全員に 所定単位数の 50~70/100

減算概要⑥

生活介護	減算要件	減算期間	算定単位
	短時間利用減算	前3月における平均利用時間が5時間未満の利用者（※）のしめる割合が当該月において、100分の50以上である場合	要件に該当する月

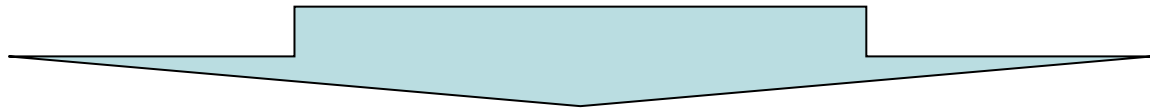
※以下のやむを得ない理由により5時間未満の利用になってしまう利用者については割合の算定から除くこととする。

- ・障害特性等によりやむを得ず短時間利用となる利用者（サービス等利用計画等への位置付けを行うことを前提とし、当該計画等を基にした支給決定市町村の判断による）
- ・遠方からの利用者等、やむを得ず送迎に長時間を要する利用者
- ・運営規定に営業時間を明示し、イベントの日など、特例的に短時間の開所としている日 等

利用者A
 前3月の合計利用時間：450時間
 前3月の利用日数：60日
 前3月の平均利用時間：7.5時間
 当月の利用日数：20日

利用者B
 前3月の合計利用時間：45時間
 前3月の利用日数：10日
 前3月の平均利用時間：4.5時間
 当月の利用日数：4日

利用者C
 前3月の合計利用時間：288時間
 前3月の利用日数：60日
 前3月の平均利用時間：4.8時間
 当月の利用日数：22日



$$\frac{\text{平均利用時間が5時間未満の利用者の延べ日数 (利用者B(4日) + 利用者C(22日))}{\text{事業所の利用者の延べ日数 (利用者A(20日) + 利用者B(4日) + 利用者C(22日))}} = 0.565 \dots \geq \frac{50}{100} \text{ (減算)}$$